

# AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE)

令和8年度 公募要領

公募期間

2026年5月12日(火)～6月30日(火) 12:00



研究プロジェクト推進部

2026年5月

AI for Science 革新的研究推進事業 (ARISE) 令和8年度 公募要領 改訂履歴

改訂日	該当箇所	改訂内容
2026年5月13日	76, 77 ページ 「 <u>5.13 博士課程 学生の処遇の改善 について</u> 」	「競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ(令和8年4月28日改正)]に則り記載内容を改訂
2026年5月20日	39 ページ「 <u>3.1.1 国際・融合型の概要</u> 」	改訂前「新たな国際ベンチマークになっていくこと」 改訂後「新たな国際標準になっていくこと」
2026年5月20日	42 ページ「 <u>3.2.2 研究開発期間および 研究費(2)研究費</u> 」	改訂前「一定のマイルストーンを」 改訂後「提案者自身で設定した一定のマイルストーンを」

## 研究開発提案募集の概要

### (1) 募集・選考スケジュールについて

本事業の研究開発提案の募集・選考スケジュールは、以下の通りです。

提案の募集開始	<u>2026年5月12日(火)</u>
募集説明会の開催(オンライン)	<u>5月15日(金)</u> <u>午前10:30~12:00</u>
提案の意向表明の締切【任意】※1 (アンケートフォームによる受付)	<u>5月25日(月)</u> <u>午前12時(正午)</u>
提案の受付締切 (府省共通研究開発管理システム[e-Rad] による受付期限日時)	<u>6月30日(火)</u> <u>午前12時(正午)</u> <u>&lt;厳守&gt;</u>
書類選考期間・書類選考会の開催※2	7月上旬~8月上旬
書類選考結果の通知・e-Rad登録	8月上旬~8月中旬
面接選考会の開催※2	8月中旬~9月上旬 ※オンラインで実施予定
選定課題の通知・発表	9月中旬~9月下旬
研究開発課題の開始	10月以降

※1 提案の意向表明は、提案者の基本情報に加えて、提案する研究分野および提案を評価する有識者の推薦を事前に提出いただくことで、効果的かつ効率的な選考を行うために実施します。提案の意向表明の有無で提案の可否を判断するものではありませんが、適切な選考を速やかに行うために、提案の意向表明にご協力ください。

※2 選考は、推進統括(P0)がアドバイザー等の協力を得て、AIおよびドメイン研究の両面から、書類選考及び面接選考により採択課題を決定します。また、理化学研究所が提供する計算資源(AI4Sマシン(仮))や大学・公的機関、民間企業が提供する計算資源等を利用する場合は、事前に妥当かつ適切な計算資源の利用計画が示されているかを外部有識者等が確認することがあります。詳細は、「1.2.2 事業の概要と特徴(2) 計算資源の利用確保」及び選考方法をご参照ください。

- ・ 二重下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。
- ・ 書類選考会・面接選考会の日程は決まり次第、公募ウェブサイトにてお知らせします。  
公募ウェブサイト <https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

面接選考対象となった提案の研究開発代表者には、書類選考会後 1 週間以内に電子メールにてその旨の連絡ならびに面接用資料の作成を依頼します（e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください）。また、面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、9 月下旬までに、委託研究契約締結の可否等の確認のため、JST より提案者に連絡をします（電子メールもしくは電話にて連絡をします）。

書類選考での不採択については、選考会後 5 営業日を目途に、面接選考での不採択については、10 月上旬を目途に、電子メールにて通知します。なお、不採択理由については、10 月上旬以降に電子メールにて通知します。

## (2) 研究開発提案の応募方法について

提案書の様式等、応募に必要な資料は、公募ウェブサイトからダウンロードしてください。研究タイプによって提案書様式が異なります。必ず応募される研究タイプの様式をダウンロードしてご利用ください。

応募は e-Rad (<https://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます（第 6 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について）。締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、ページ遷移に時間がかかる、提案書をアップロードできない、エラーが発生しトップページに戻る等のトラブルが発生し、締切までに応募を完了できない場合がありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切時刻以降の提案書の差し替え等には応じられません。なお、応募期間中に e-Rad 上で大規模なシステムトラブルが発生し、e-Rad を通じての提案応募が困難となるような場合には、公募ウェブサイトを通じて対応策を掲示する場合がございますので、予めご了承ください。

所属・役職等について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください（相違があった場合は提案書本文の記載を正として扱います）。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理といたしますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正もしくは、提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

提案の応募方法ならびに応募に当たっての留意事項については、以下をご参照ください。

公募ウェブサイト <https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

※ 提案の応募方法については、以下をご参照ください

「第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」

※ 応募に当たっては、戦略ターゲット型については「2.2.5 重複応募の制限」、国際・融合型については「3.2.5 重複応募の制限」、ならびに「第 5 章 応募に際しての注意事項」を参照ください。

### (3) 募集対象について

本事業では、新興・融合領域の進展に伴い既存領域の境界にまたがる「知の開拓」の重要性の指摘等から、「従来型の分野区分にとどまらず、当面 3 年程度の野心的なターゲットを具体的に設定し、研究開発の加速及び社会実装を図る取組」（以下、「戦略ターゲット型」という）と「新たな勝ち筋の探求を含め、分野横断的な融合領域や優れたアイデアを拾い、世界トップレベルの研究機関・研究者との戦略的な国際連携等を図る取組」（以下、「国際・融合型」という）の両方を推進します。

AI は膨大なデータから横断的なパターンを抽出することに長けていますが、科学における問いの設定や抽出されたパターン等の妥当性の判断は研究者の役割であり、AI を科学プロセスに適用していくためには、AI (数理・システム開発も含む) を専門とする研究者 (以下、AI 研究者) と AI の活用先となる研究分野の研究者 (以下、ドメイン研究者) が協働して研究プロセスの設計から検証まで取り組むことが重要です。

本事業では、以下のそれぞれの研究タイプにおいて、AI 研究者とドメイン研究者がお互いに知見を共有しあい協業することで達成しうる野心的な研究開発目標等を設定し、その達成に向けた挑戦的な研究開発提案を募集します。AI 研究者とドメイン研究者が「共同代表者」として、提案時に共通の「問い」を設定して、その問いを解決するために必要な研究開発計画および体制を提案してください。

なお、研究開発代表者として応募できるのは、本事業全体で 1 件のみです。AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業 (SPReAD) の研究代表者が、同時に本事業の共同代表者を務めることはできません。また、その他の競争的研究費制度との間に重複応募の制限はありません。

募集対象の概要は、以下の表の通りです。

研究タイプ	推進統括〔敬称略〕	公募の対象研究分野		研究費上限 *間接経費含む	採択予定 課題数
戦略ターゲット型	黒橋禎夫 (国立情報学研究所 所長)	文部科学 省が設定 した戦略 ターゲッ ト(右記 T1~3)※1	T1-1 「戦略ターゲット 1-1」	総額 30 億円	1 件程度
			T1-2 「戦略ターゲット 1-2」	総額 30 億円	1 件程度
			T1-3 「戦略ターゲット 1-3」	総額 10 億円	4 件程度
			T2「戦略ターゲット 2」	総額 20 億円	3~4 件程度
			T3「戦略ターゲット 3」	総額 20 億円	1~2 件程度
国際・融合型	上田修功 (理化学研究所 革新知能統合研究センター 副センター長)	特に限定しない※2※3		総額 2 億円 ※4	20 件程度

※1 戦略ターゲット型では、既に準備、試行を開始している取組を対象とします。詳細については、「2.1.1 戦略ターゲット型の概要」をご確認ください。

※2 提案に際してドメイン研究者の専門分野を示してください。選考では、ドメイン研究者の専門分野も踏まえて評価者が選出されます。

※3 海外の研究機関に所属する研究者かつ自国で研究開発を推進できる研究体制および研究費を確保している者(以下、「国際連携パートナー」と連携する研究開発提案も対象です。なお、国際連携パートナーが参画する場合、5つの選考基準のうち「d.実施体制」において、国際連携パートナーとの連携実績や連携体制等の情報も加味して審査を行います。国際連携パートナーの要件は、応募要件をご参照ください。

※4 研究開発課題の目標達成に向けて真に必要な場合は提案時点から、または一定のマイルストーンを研究開発開始後1年程度で達成した場合は追加で、総額2億円を超える予算計画も可能(ただし、研究費総額6.5億円上限/通期、間接経費含む)です。選考において当該提案の研究開発目標に対して適切な予算規模かどうかを評価します。

戦略ターゲット型および国際・融合型それぞれの募集・選考の方針の詳細については、「第2章 戦略ターゲット型」および「第3章 国際・融合型」をよくご確認の上、応募をお願いしま

す。既存の前提にとらわれない革新的な挑戦に取り組む研究開発提案を歓迎します。

#### (4) 本事業で用いる用語の定義について

本事業に特有の用語については、以下の表の通り定義します。

事業統括 (PD)	プログラムディレクターとして本事業全体の運営等を取りまとめる者
推進統括 (PO)	プログラムオフィサーとして本事業で担当する研究タイプの運営等を担う者
アドバイザー	推進統括に助言をする有識者
研究開発代表者	研究開発課題の代表者。提案に際しての代表者として e-Rad に登録する者
共同研究開発代表者	研究開発課題の代表者と共同で提案し、採択後は研究開発代表者と同等の責務を担う者 ※ただし提案に際しては共同提案者（主たる共同研究者）として e-Rad に登録してください
共同代表者	上記の研究開発代表者と共同研究開発代表者をまとめた総称。 ※本事業では、共同代表者による提案を募集します
分担グループ	共同代表者と異なる研究機関に所属する研究者等からなるグループ
研究開発分担者	分担グループを代表する者
国際連携パートナー	研究開発課題に参画する、または研究開発課題を共同で推進する海外研究機関に所属する研究者、かつ自国で研究開発を推進できる研究体制および研究費を確保している者
民間連携パートナー	研究開発課題に参画する、または研究開発課題を共同で推進する国内外の民間企業に所属する者、かつ JST からの研究費配賦を受けない者
研究担当者	JST と委託研究契約を締結する研究機関でその委託研究を中心的に行う者。上記の研究開発代表者、共同研究開発代表者、研究開発分担者が該当
研究参加者	研究開発課題に参加する者全て

# 目次

<b>研究開発提案募集の概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 募集・選考スケジュールについて .....	3
(2) 研究開発提案の応募方法について .....	4
(3) 募集対象について .....	5
(4) 本事業で用いる用語の定義について .....	7
<b>第 1 章 研究開発提案公募にあたって</b> .....	<b>12</b>
1.1 AI for Science による科学研究革新プログラムについて .....	12
1.2 AI for Science 革新的研究推進事業について .....	13
1.2.1 事業の目的 .....	13
1.2.2 事業の概要と特徴 .....	14
(1) AI 研究者とドメイン研究者による共同提案 .....	14
(2) 計算資源の利用計画 .....	14
(3) 国際連携の推進 .....	15
(4) 研究データの取り扱い .....	15
(5) 研究セキュリティの確保 .....	16
1.2.3 事業の運営体制 .....	17
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	18
1.3.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について .....	18
1.3.2 ダイバーシティの推進について .....	20
1.3.3 公正な研究活動を目指して .....	22
<b>第 2 章 戦略ターゲット型</b> .....	<b>23</b>
2.1 戦略ターゲット型について .....	23
2.1.1 戦略ターゲット型の概要 .....	23
2.1.2 戦略ターゲット型の運営体制 .....	24
2.1.3 戦略ターゲット型の研究開発体制 .....	25
2.1.4 戦略ターゲット型の研究開発提案から採択までの流れ .....	25
2.2 課題の募集・選考 .....	26
2.2.1 募集期間 .....	26

2.2.2	研究開発期間	26
2.2.3	研究費と採択予定課題数	26
2.2.4	応募要件	27
2.2.5	重複応募の制限	29
2.2.6	応募方法	30
2.2.7	選考方法	31
2.2.8	選考の観点	35
2.3	提案書作成に際しての留意事項	35
2.3.1	データマネジメントプラン	35
2.3.2	計算資源利用計画	36
2.3.3	国際連携体制について	37

### **第 3 章 国際・融合型** ..... **39**

3.1	国際・融合型について	39
3.1.1	国際・融合型の概要	39
3.1.2	国際・融合型の運営体制	40
3.1.3	国際・融合型の研究開発体制	40
3.1.4	国際・融合型の研究開発提案から採択までの流れ	41
3.2	課題の募集・選考	41
3.2.1	募集期間	41
3.2.2	研究開発期間および研究費	42
3.2.3	採択予定課題数	42
3.2.4	応募要件	42
3.2.5	重複応募の制限	45
3.2.6	応募方法	45
3.2.7	選考方法	47
3.2.8	選考の観点	51
3.3	提案書作成に際しての留意事項	51
3.3.1	データマネジメントプラン	51
3.3.2	計算資源利用計画	52
3.3.3	国際連携体制について	53

<b>第 4 章 採択後の研究開発推進等について</b> .....	<b>54</b>
4.1 研究開発計画の作成 .....	54
4.2 委託研究契約 .....	54
4.3 研究費 .....	54
4.3.1 研究費（直接経費） .....	55
4.3.2 間接経費 .....	56
4.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	56
4.4 評価 .....	56
4.5 採択された共同代表者の責務等 .....	56
4.6 研究機関の責務等 .....	59
4.7 その他留意事項 .....	61
4.7.1 出産・子育て・介護支援制度 .....	61
4.7.2 JREC-IN Portal のご利用について .....	62
<b>第 5 章 応募に際しての注意事項</b> .....	<b>63</b>
5.1 生成 AI の利用について .....	63
5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	63
5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	65
5.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セ キュリティの確保 .....	68
5.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	70
5.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	73
5.7 繰越について .....	73
5.8 府省共通経費取扱区分表について .....	73
5.9 費目間流用について .....	74
5.10 年度末までの研究期間の確保について .....	74
5.11 間接経費について .....	74
5.12 研究設備・機器の共用促進について .....	75
5.13 博士課程学生の処遇の改善について .....	76
5.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	77
5.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について .....	78
5.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	79

5.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	79
5.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について .....	79
5.19 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について .....	80
5.20 社会との対話・協働の推進について.....	81
5.21 オープンサイエンスの促進について.....	82
5.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	85
5.23 ライフサイエンス分野のデータ公開について .....	85
5.24 動物実験基本指針における外部検証の受検について.....	86
5.25 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて .....	86
5.26 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について.....	87
5.27 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	87
5.28 技術職員の活躍促進について .....	88
5.29 競争的研究費改革に関する記載事項.....	89
5.30 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について .....	89
5.31 不正使用及び不正受給への対応 .....	90
5.32 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	92
5.33 関係法令等に違反した場合の措置 .....	92
5.34 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	92
5.35 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	96
5.36 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	96
5.37 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	97
5.38 研究者情報の researchmap への登録について .....	97
5.39 JST からの特許出願について.....	97
5.40 特許出願非公開制度について .....	98
<b>第 6 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>99</b>
6.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について .....	99
6.2 e-Rad を利用した応募方法 .....	99
6.3 その他 .....	104

# 第 1 章 研究開発提案公募にあたって

## 1.1 AI for Science による科学研究革新プログラムについて

近年、AI（人工知能）の飛躍的な発展を背景に、社会全体がデジタルトランスフォーメーション（DX）から AI トランスフォーメーション（AX）へと移行しつつあり、この潮流は科学研究にも強い影響を及ぼしています。AI は、研究力の生産性・効率性を飛躍的に向上させるのみならず、仮説生成、実験設計、解析、知識統合といった研究プロセスのあらゆる段階に深く関与し、科学研究の在り方そのものを変革しつつあり、あらゆる分野の研究活動を根底から変え得るゲームチェンジャーと言えます。AI 研究開発力が科学研究力に直結する状況になっており、研究活動における AI 利活用（AI for Science）の成否は、我が国の国際競争における優位性確保の鍵となっています。

このような状況に対して、各国の科学技術政策において AI を活用した科学的発見やイノベーション創出の推進が次々と掲げられています。例えば、欧州では 2025 年に「AI in Science 戦略」を打ち出し、RAISE（欧州 AI 科学資源拠点）の設立や HPC・AI ファクトリー等への大規模投資を通じて、研究者の AI 活用環境を整備し、研究基盤・データアクセス・人材育成の戦略的強化を通じて、欧州全体の科学研究力と国際競争力の強化を推進しています。

米国は 2025 年の「America's AI Action Plan」で AI 主導の科学技術力強化を国家安全保障上の最重要課題と位置付け、世界における支配的地位の確保を掲げて AI 基盤整備や科学データの高度化を推進しています。特に、2025 年 11 月に発表された米国のジェネシス・ミッションは、国家 AI 戦略の再構築により「10 年後に研究開発の生産性を 2 倍にする」という目標を掲げ、研究開発・人材・インフラを総動員した包括的な国家戦略によって AI 競争の主導権を維持しようとしています。

欧米が戦略的に AI for Science への投資と研究開発を加速させる中、我が国の「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）においても、AI for Science による科学研究の革新や、あらゆる研究分野における AI for Science の波及・振興が重要な政策課題として位置付けられています。

こうした動向を踏まえ、文部科学省は「AI for Science による科学研究革新プログラム」（令和 7 年度補正予算）を立上げ、幅広い分野の研究者が AI を活用して科学研究の高度化・加速化を図るための「チャレンジ型」（AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業；SPReAD）と、重点領域等への集中投資により AI for Science における我が国発の最先端 AI 基盤モデル・AI エージェント開発、次世代 AI 駆動ラボシステム開発などを推進するための「プロジェクト型」（AI for Science 革新的研究推進事業；ARiSE）の両輪で AI for Science を先導していくことを目指しています。

このため、文部科学省は、「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」（令和 8 年 3 月 31 日文部科学省決定；以下「戦略方針」という）を策定し、我が国の強みを最大限に活用しつつ、勝ち

筋となり得る分野の研究力を世界トップ水準へ引き上げること、あわせて、あらゆる分野へ AI for Science を波及・浸透させることを目指し、研究インフラ及び研究システムの抜本的改革を進めることとしています。今後、こうした取組をスピード感と危機感を持って推進することは、我が国の科学研究力の強化に向けた喫緊の課題です。

- ・「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>
- ・「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」（令和8年3月31日文部科学省決定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt\\_jyohoka01-000048752\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_jyohoka01-000048752_1.pdf)
- ・「AI for Science の動向 2026 — AI トランスフォーメーションに伴う科学技術・イノベーションの変容（-The Beyond Disciplines Collection-）」（2026年2月 JST-CRDS、CRDS-FY2025-RR-05）  
<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2025-RR-05.html>

## 1.2 AI for Science 革新的研究推進事業について

### 1.2.1 事業の目的

AI の飛躍的な発展により、AI が広大な仮説空間を探索して、候補となる法則・構造・設計案を提示することが可能となっており、研究者が AI から提示された案を検証したり、意味づけを行ったりするという役割分担が構築されつつあります。これまで行われてきた、仮説を立て、実験工程を試行錯誤しながらデータを取得し解析して新たな科学的発見を生み出す研究プロセスの全ての段階に AI が浸透していくことで、研究プロセスの加速化だけでなく、科学の方法論そのものが再編され得る状況となっています。このように研究プロセスに AI を活用し、仮説生成・実験・解析・知識統合を高度化・自動化・自律駆動化していく取組は、AI そのものの革新性、特に特定の分野における理論や知見を組み込んだ科学的な整合性を有する AI 開発も加速していくと考えられています。

「AI for Science 革新的研究推進事業（ARiSE）」（以下「本事業」という。）は、文部科学省の戦略方針に定められた具体的アクションを先導するフラグシップ事業として、「AI for Science による科学研究革新プログラム AI for Science 革新的研究推進事業（ARiSE：AI to Redesign Scientific Exploration）の基本方針」（令和8年4月文部科学省研究振興局；以下、「ARiSE の基本方針」という）に基づき、我が国の強みを最大限に活かせる戦略ターゲットへの集中投資による世界を先導する科学研究成果の創出及び世界トップレベルの研究機関・研究者との戦略的な国際連携等を推進することにより、我が国が AI for Science において、技術的不可欠性と戦略的自律性を確立し、不可欠な国際研究パートナーとなり、AI for Science 先進国の地位を築くことを目指します。

特に本事業では、新興・融合領域の進展に伴い既存領域の境界にまたがる「知の開拓」の重要性の

指摘等から、従来型の分野区分にとどまらず、当面 3 年程度の野心的なターゲットを具体的に設定し、研究開発の加速及び社会実装を図る取組（以下、「戦略ターゲット型」という）と、新たな勝ち筋の探求を含め、分野横断的な融合領域や優れたアイデアを拾い、世界トップレベルの研究機関・研究者との戦略的な国際連携等を図る取組（以下、「国際・融合型」という）の両方を推進します。

なお、本公募プログラムは競争的研究費制度に該当します。

- ・ 「AI for Scienceによる科学研究革新プログラム AI for Science 革新的研究推進事業(AriSE)の基本方針」(令和 8 年 4 月文部科学省 研究振興局)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaihatu/jouhou/mext\\_03502.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/jouhou/mext_03502.html)

### 1.2.2 事業の概要と特徴

本事業では、科学的理論を内包する AI モデル・AI エージェント、次世代 AI 駆動ロボット等の科学基盤システムを開発し構築することで研究プロセスへの変革をもたらし、これまでの研究プロセスでは解けなかった科学的な問いを解明していく研究開発を推進します。また、研究力の高い同盟国・同志国等との戦略的な国際連携等により、我が国の AI for Science の加速ならびにプレゼンスの向上を目指します。そのために本事業では下記の 5 つの取組を推進していきます。

#### (1) AI 研究者とドメイン研究者による共同提案

AI は膨大なデータから横断的なパターンを抽出することに長けていますが、科学における問いの設定や抽出されたパターン等の妥当性の検証は研究者の役割であり、AI を科学プロセスに適用するためには、AI 研究者とドメイン研究者が協働して研究プロセスの設計から検証まで取り組むことが重要です。本事業では、AI 研究者とドメイン研究者が「共同代表者」として研究開発の提案から実施まで行うことを求めます。

#### (2) 計算資源の利用計画

本事業では、研究期間が限られていることから、研究開発課題の目標達成に必要な計算資源をあらかじめ検討（確保の見通しも含む）しておくことが重要です。そのため提案に際して、研究開発課題を実現するために、理化学研究所や大学・公的研究機関、民間企業等が提供する計算資源をどの程度必要とするか、その利用計画を具体的に記載いただきます。

選考においては、提案書に妥当かつ適切な計算資源の利用計画が立てられているかを外部有識者が確認します。加えて、理化学研究所が提供する計算資源（AI4S マシン（仮））を利用する場合には、事業で使用する全体の計算資源量の確保の観点から、理化学研究所の計算資源管理を担当

する以下組織の関係者が提案書類の一部を確認することがあります。いずれの場合も、JST との間で守秘義務を締結したうえで提案書類の一部を共有します。

<理化学研究所の関連組織>

- ・ 最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部 科学研究基盤モデル開発プログラム（AGIS）
- ・ 計算科学研究センター（R-CCS）
- ・ TRIP 事業推進部
- ・ 計算科学研究推進部

なお、提案時点で計算資源の利用の要否が明らかでない場合、要否を判断できる時期（見込み可）を記載してください。また、計算資源の利用が見込まれない場合は、研究開発目標や想定される成果との関係を含めてその理由を記載してください。

選考においては、計算資源利用の要否だけで採否を判断することはありません。

### (3) 国際連携の推進

AI for Science については既に各国の科学技術政策のもとで加速的に推進していることから、これらの国際的なネットワークにおける我が国のプレゼンス向上も本事業の目的の1つです。そのため、本事業では、海外研究機関に所属する研究者、かつ自国で研究開発を推進できる研究体制および研究費を確保している者ら（以下、「国際連携パートナー」という）と連携する研究開発課題も対象とします。国際連携パートナーが研究開発課題に参画する、または研究開発課題を共同で推進する場合、選考において、国際連携パートナーの適格性や妥当性も考慮し、最適な実施体制が構築されているか審査します。

なお、国際連携パートナーは自国で政府機関等から研究支援を受けているなど、JST からの研究費配賦を必要としないことが前提です。国際連携パートナーの要件等は、応募要件をご参照ください。

### (4) 研究データの取り扱い

AI for Science の推進において、高品質な研究データの継続的な創出・利活用システムの構築とともに、研究データの効率的な利活用のために AI 時代に即した次世代情報基盤を構築し、研究データの一体的な運用を図ることが重要です。特に、マテリアル先端リサーチインフラ（ARIM）、生命科学・創薬研究支援基盤事業（BINDS）、大学共同利用機関法人や共同利用・共同研究拠点、特定先端大型研究施設など、先行する分野ごとの取組とも連携し、我が国全体として研究データを一

元的に集約し、見える化を推進することとしています。

本事業では、戦略方針に示された研究データの取扱い等に関する考え方を踏まえ、AI for Science の推進においてはオープン・アンド・クローズ戦略の下で研究データの管理・利活用を推進していただきます。具体的には、提案時点で研究開発課題毎にデータマネジメントプランを策定し、審査の際にその妥当性等について確認を行います。また、データマネジメントプランについては、研究開発の進捗、技術動向等を踏まえつつ、適切に見直しを行っていただきます。

なお、マテリアル分野に係る研究開発課題において生み出されたデータ、AI モデル、AI エージェント、ツール等については、NIMS データ中核拠点 (MDPF) へ登録することを原則必須とします。また、他の分野においても、各分野・ドメインの特性に応じたデータ基盤 (プラットフォーム) や、我が国の中核的プラットフォームである「研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)」の利活用を推奨します。

#### (5) 研究セキュリティの確保

昨今、研究インテグリティの確保に加え、研究セキュリティ確保の重要性が高まっている状況です。オープンな研究システムの不当な利用による研究システムの健全性、公正性の毀損、研究成果の悪用、技術流出のリスクの高まりといった、経済安全保障上の要請に応えるのみならず、開かれた研究環境を守り、国際連携を安全に推進していくためにも、研究セキュリティの確保に関する取組が求められています。

JST では JST-TRUST の枠組みで試行的に研究セキュリティに対応する取組を推進してきましたが、令和 8 年度より、内閣府が定めた「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」(令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議) に基づき、特定のプログラムを対象に研究インテグリティ・セキュリティの確保に関するマネジメントを実施いたします。

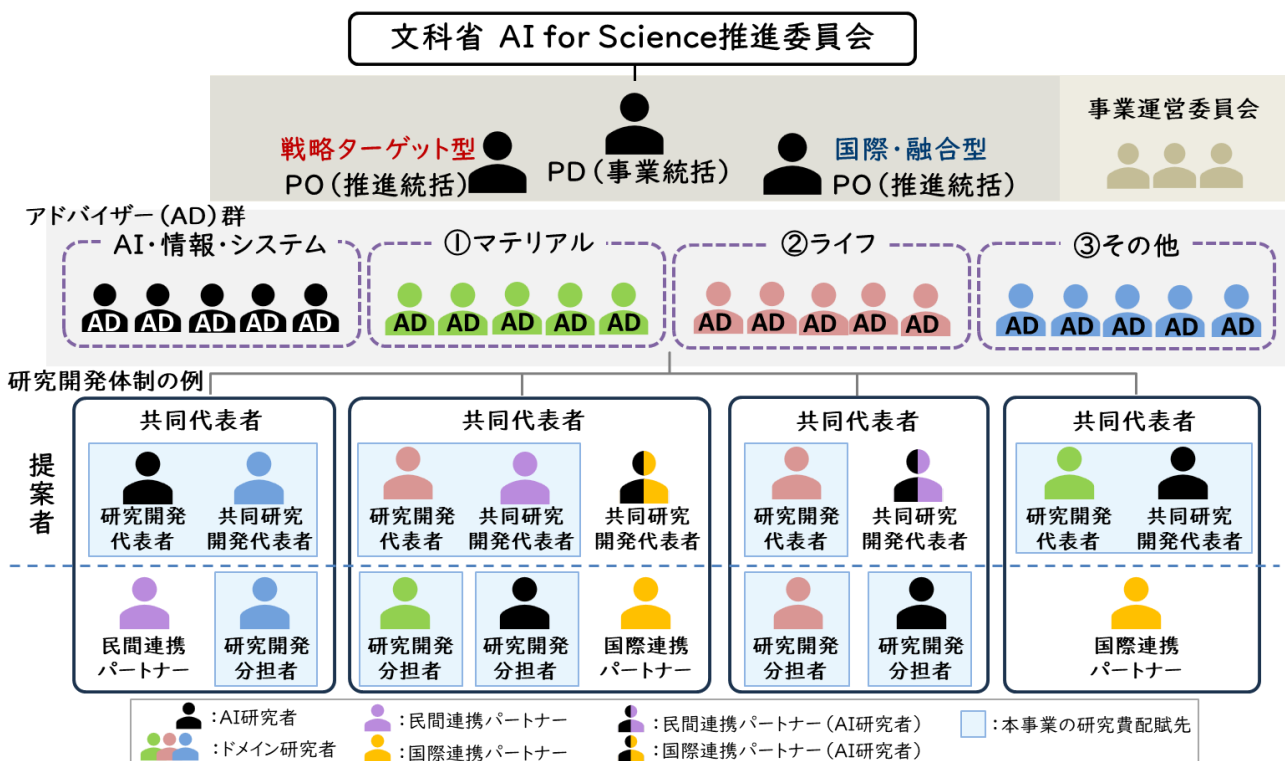
本事業は特定研究開発プログラム (※) に指定されたため、評価者・被評価者の双方に対して、選考に際してセキュリティ対応を実施いたします。具体的な内容については、「5.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保」を参照ください。

※特定研究開発プログラムは、研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定されます。

### 1.2.3 事業の運営体制

本事業の運営は、JST が任命した事業統括（PD）が全体を統括し、事業の全般的なマネジメントを行います。PD は、事業運営上の重要事項について事業運営委員会の委員からの助言等を受け、事業の実施や運営に関する重要な案件の決定や横断的な調整事項等のとりまとめを担います。

推進統括（PO）は、PD の全体統括の下、担当する研究タイプにおいて、各研究開発課題を含めた当該研究タイプ全体のマネジメントを行います。具体的には、専門的な知見を有したアドバイザー（AD）等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、研究開発の進捗把握や課題評価等を実施します。また、評価等を通じた研究費の増減、課題の早期終了（中止）等の判断も行います。



#### <ARiSE 事業運営体制および研究開発体制イメージ>

PD、PO、アドバイザー（AD）等を含めた本事業の事業運営の体制図。研究開発課題の提案者の組合せや体制は例示であり、この体制に限定するものではない。

### 1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

#### 1.3.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅する世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 1.3.2 ダイバーシティの推進について

#### **JST はダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
ダイバーシティ推進監  
ダイバーシティ推進室長

### 1.3.3 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 戦略ターゲット型

### 2.1 戦略ターゲット型について

#### 2.1.1 戦略ターゲット型の概要

本事業の「戦略ターゲット型」では、「戦略方針」に基づき戦略ターゲットを設定し、集中投資を行うことにより、複数の研究開発課題を束ねたポートフォリオからなる世界から顔が見えるフラグシッププロジェクトとして、科学基盤モデル、AI エージェント、次世代 AI 駆動ラボシステムなどの開発を一体的に推進します。我が国の研究力を抜本的に強化するとともに、産学の共同により、研究開発投資を促進し、先駆的取組の早期実装・ビジネス化により科学研究を変革するイノベーションを創出することを目指します。

具体的には、「ARiSE の基本方針」に示される、以下の戦略ターゲットの実現に資する提案を募集します。また、支援期間を踏まえ、既に準備、試行を開始している取組を対象とします。

**T1「戦略ターゲット 1」**： 将来、我が国の企業が、国際的サプライチェーン上不可欠な材料を迅速に量産することができるよう、新素材開発速度従来比 10 倍の潜在力を有する AI 駆動材料開発システムを実現すべく、

#### **T1-1「戦略ターゲット 1-1」**

推論に革新をもたらす材料科学基盤モデル及び AI エージェント群並びにそれらの国際ベンチマークを開発するとともに、終了後も継続的に必要となる計算・実験データを蓄積できる体制の構築及び資金確保<sup>1</sup>を実現する。

#### **T1-2「戦略ターゲット 1-2」**

材料科学基盤モデル、AI エージェント群、オーケストレーションソフトウェア、先端研究機器などの要素技術を統合し、人と AI が共創して<sup>2</sup>、推論、計画、自律実験、レポート作成までを可能とする、AI 駆動材料開発システムの国際ベンチマークの開発及び概念実証を行い、民間投資<sup>3</sup>を獲得する。

#### **T1-3「戦略ターゲット 1-3」**

特定材料に係る AI モデル及び AI エージェント群並びにそれらの国際ベンチマークを開発するとともに、実際に革新的な材料候補の試作に挑戦し、終了後も開発に必要な資金確保を

<sup>1</sup> 国からの研究費に加え、企業からの共同研究開発費、会費、利用料収入等を得ることも考えられる、T1-3「戦略ターゲット 1-3」も同様

<sup>2</sup> Human-AI Co-scientist

<sup>3</sup> シードからシリーズ A 相当額以上

実現する。

### **T2「戦略ターゲット 2」**

将来、仮想細胞・生体モデルや、植物、動物、ヒト・臓器等の「デジタルツインモデル」を実現し、高精度かつ高効率なバイオ製品開発、創薬等において我が国が国際競争力を確保できるよう、我が国の強みを活かしつつ、AI 駆動ラボシステムの開発・活用も含めた大規模なデータの取得や AI-ready データの整備を通じて、3年後までに、高機能なバイオ製品や創薬の高効率設計に貢献するバイオ生成基盤モデルを開発する。

### **T3「戦略ターゲット 3」**

将来、我が国が世界に誇る大型研究施設・研究装置において、高稼働率、高運転安定性、高計測性能等に向けた運転最適化、ハイスループットに向けた自動自律化、AI 駆動デジタルツインモデル等高精度なシミュレーションを活用した仮説検証や実験計画の立案による効率的な測定・実験及び創出される大量なデータの分析能力の向上を実現できるよう、世界最先端の AI エージェント群や AI 基盤モデルを開発・実証する。

上述の研究開発を推進していくために、AI 研究者とドメイン研究者が連携し、データの共有やモデルの検証などを一体となって行う体制構築が重要です。AI 開発においては、民間企業が先行的な研究開発基盤を有する場合も想定されることから、民間企業を含む研究体制の構築や、民間企業が研究開発課題に参画する提案も可能です。ただし、JST から研究費を配賦する場合は、当該民間企業が研究機関の要件を満たすことが前提であり、必要に応じて JST から追加の情報提供が求められることがあります。詳細は、「[2.2.4 応募要件](#)」および「[4.5 採択された共同代表者の責務等](#)」を参照ください。

また、国際的に AI for Science の推進が加速する中で、国際戦略を持ちつつ、AI を活用した科学的知見やイノベーション創出の潮流を牽引していくことで、我が国のプレゼンスの向上も期待されており、国際連携パートナーと連携する研究開発課題も対象となります。「戦略ターゲット型」では、国際連携体制の要否の理由（国際戦略）が明確かつ適切であり、提案内容の遂行に最適な実施体制を構築しているか審査します。詳細は「[2.3.3 国際連携体制について](#)」をご参照ください。なお、国際連携パートナーは自国で政府機関等から研究支援を受けているなど、JST からの研究費配賦を必要としないことが前提です。

## 2.1.2 戦略ターゲット型の運営体制

本事業の運営は、JST が任命した事業統括（PD）が全体を統括し、事業の全般的なマネジメントを行います。PD は、事業運営上の重要事項について事業運営員会の委員からの助言等を受け、事業

の実施や運営に関する重要な案件の決定や横断的な調整事項等のとりまとめを担います。

推進統括（P0）は、PD の全体統括の下、すべての戦略ターゲットを含む「戦略ターゲット型」の全体のマネジメントを行います。具体的には、専門的な知見を有したアドバイザー（AD）等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、研究開発の進捗把握や課題評価等を実施します。また、評価等を通じた研究費の増減、課題の早期終了（中止）等の判断も行います。

### 2.1.3 戦略ターゲット型の研究開発体制

共同代表者は、提案する戦略ターゲットのテーマに応じて、対象とする科学分野の研究および AI のモデルやシステム開発を担当する複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

- a. 共同代表者は 2 名ないし 3 名の研究者が務め、うち 1 名を研究開発代表者、1 名ないし 2 名を共同研究開発代表者と呼びます。共同代表者は提案する研究開発課題全体に対して同等の責務を負うものとします。
- b. 共同代表者は、それぞれの研究室等メンバーらで構成された研究開発チームの編成が可能で、また、研究構想を実現する上で必要な場合、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ「分担グループ」を含めた研究開発チームの編成も可能です。
- c. 研究開発チームを構成する研究者のうち「分担グループ」を代表する方を「研究開発分担者」といいます。
- d. 研究開発推進の必要性に応じて、研究員等、研究補助者を研究費の範囲内で雇用し、研究開発チームに参加させることが可能です。

※ 研究開発体制にかかる要件については、「[2.2.4 応募要件](#)」をご参照ください。

### 2.1.4 戦略ターゲット型の研究開発提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JST は、本事業の趣旨に合った提案を募集します。選考は、戦略ターゲットごとに、P0 がアドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「[2.2 課題の募集・選考](#)」をご参照ください。

#### (2) 研究開発計画の作成

採択後、共同代表者は研究開発期間全体を通じた全体研究開発計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成します。研究開発計画には、研究費や研究開発チーム構成が含まれます。

※ 詳しくは、「[4.1 研究開発計画の作成](#)」をご参照ください。

### (3) 契約

採択後、JST は共同代表者及び研究開発分担者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「4.2 委託研究契約」をご参照ください。

## 2.2 課題の募集・選考

### 2.2.1 募集期間

2026年5月12日(火)～6月30日(火) 午前12時(正午) <厳守>

その他、選考等の日程については、「序章 (1) 募集・選考スケジュールについて」をご参照ください。

### 2.2.2 研究開発期間

研究開発期間は、令和8年(2026年)10月以降から令和11(2029年)年3月末まで(約2.5年間)です。

※ 実際の研究開発期間は、研究開発課題の研究開発計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第4章 採択後の研究開発推進等について」をご参照ください。

### 2.2.3 研究費と採択予定課題数

1 課題(1 研究開発チーム)あたりの研究費(通期2年半以内)、および採択予定課題数は以下の通りです(事業趣旨や提案状況、予算等により変動します)。JST は委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費(直接経費の30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究開発課題の研究開発計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第4章 採択後の研究開発推進等について」をご参照ください。

戦略ターゲット	研究費(上限額)※	採択予定課題数
T1-1「戦略ターゲット 1-1」	30億円	1件程度
T1-2「戦略ターゲット 1-2」	30億円	1件程度
T1-3「戦略ターゲット 1-3」	10億円	4件程度
T2「戦略ターゲット 2」	20億円	3～4件程度
T3「戦略ターゲット 3」	20億円	1～2件程度

※研究費(上限額)は、直接経費と間接経費(直接経費の30%が上限)の合算です。

## 2.2.4 応募要件

応募要件は以下の通りです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ・ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ・ 応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

### (1) 共同代表者（研究開発代表者および共同研究開発代表者）の要件

- a. 全研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

※ 詳しくは、「4.5 採択された共同代表者の責務等」をご参照ください。

- b. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- c. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究開発提案が採択された場合、研究参加者（共同代表者、研究開発分担者、研究員等、研究補助者）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本事業の提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

- d. 共同代表者のうち少なくとも研究開発代表者については、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究開発代表者の国籍は問いません）。

※ 以下の方も研究開発代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・ 現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究

者で、研究開発代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者（国籍は問いません）。

- ・ 民間企業等の大学等以外の研究機関または法人に所属する研究者。

なお、海外の研究機関に所属している研究者（国際連携パートナー）を共同研究開発代表者として応募することも可能です。国際連携パートナーが共同研究開発代表者を務める場合においても、上記に示す共同代表者の要件もふまえ、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。

## (2) 研究開発体制の要件

- a. 研究開発チームは、共同代表者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発チームに分担グループを配置する場合、分担グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外の研究機関に所属する研究者（国際連携パートナー）が共同研究開発代表者または研究開発分担者として参加する場合には、研究開発構想の目標達成のために、当該の海外の研究機関でなければ研究開発実施が困難であること（P0 の承認を必要とする）。この場合、知的財産権等の成果の把握が可能であること。なお連携に際しては、研究開発代表者や研究開発分担者が所属する国内の研究機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、国内研究機関と国際連携パートナーが所属する研究機関との間で、国際共同研究契約書（COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT）等を交わすこと。

※ 本事業の提案にあたっては、国外の研究グループとの連携を歓迎します。ただし、海外研究機関に所属するグループ（国際連携パートナー）については原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費を確保することが要件となります。

※ なお、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関等は、安全保障貿易管理の観点から対象外とします。

外国ユーザーリスト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>

## (3) 研究機関の要件

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「4.6 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実

に得てください。

特に、国際連携パートナーが共同研究開発代表者を務める場合には、国際連携パートナーが共同代表者としての責務（「4.5 採択された共同代表者の責務等」を参照）を負うことができるよう、研究開発代表者や研究開発分担者が所属する国内の研究機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、研究開発代表者の所属機関と国際連携パートナーの所属機関との間で、国際共同研究契約等を締結するなど必要な措置を講ずる必要があります。

#### 2.2.5 重複応募の制限

- ① 研究開発代表者として応募できるのは 本事業全体で 1 件のみです。
- ② AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）の研究代表者が同時に ARiSE の共同代表者を務めることはできません。
- ③ その他の競争的研究費制度との間に重複応募の制限はありません。
- ④ 提案において、共同研究開発代表者または研究開発分担者として研究開発に参画する場合は以下の制限があります。
  - a. 研究開発代表者と共同研究開発代表者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
  - b. 研究開発代表者または共同研究開発代表者として応募し、かつ他の提案において共同研究開発代表者または研究開発分担者として応募し、両方の研究開発課題が採択された場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、P0 の判断により、研究費の減額や、当該研究者が参画する研究開発課題のうち一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。

なお、上記の制限に抵触すると認められる場合は、いずれかの提案を選択のうえで、選考を行います。ただし、上記②および④b の制限については、選考の過程において抵触する可能性が認められた段階で、必要に応じて調整を行うこととなります。

本事業内における重複制限は、以下の通りです。

	研究開発代表者	共同研究開発代表者	研究開発分担者
研究開発代表者	不可	可※ (ただし入替は不可)	可※ (ただし入替は不可)
共同研究開発代表者	可※ (ただし入替は不可)	可※	可※
研究開発分担者	可※ (ただし入替は不可)	可※	可※

※複数件採択される場合は、必要に応じて研究費等の調整を行うこともあります。

## 2.2.6 応募方法

研究開発提案書の様式は以下の公募情報ページよりダウンロードし、記入要領（提案書内に青文字で記載）に従って提案書を作成してください。

公募ウェブサイト：<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

提出書類一覧は、以下の通りです。

様式番号	書類名
様式 1	基本事項
様式 2	構想※1
様式 3	提案の独創性・優位性
様式 4-1	目標・実施計画 ※2
様式 4-2	予算計画
様式 5	実施体制（全体）※3
様式 6-1	研究・活動実績（研究開発代表者）
様式 6-2	研究・活動実績（共同研究開発代表者）
様式 7	他制度での助成等の有無
様式 8	特記事項
[別紙 1]	データマネジメントプラン ※2
[別紙 2]	計算資源利用計画※2

※1 戦略ターゲット型においては、科学基盤モデル等の創出数を基本的なアウトプット指標としつつ、早期実装・ビジネス化に向けた取組状況（ユースケースの創出等）の観点に

においても評価を行います。そのため、提案する研究開発課題にて想定される研究開発期間終了後の展開と、研究開発期間終了時に目指す具体的な達成目標（KPI）を明確に記載してください。

- ※2 目標・実施計画には、データマネジメントプランおよび計算資源利用計画の記載が求められます。具体的には「2.3.1 データマネジメントプラン」、「2.3.2 計算資源利用計画」および別添「理化学研究所の計算資源利用について」を確認のうえ、詳細な内容については「別紙1 データマネジメントプラン」および「別紙2 計算資源利用計画」を作成ください。
- ※3 国際連携を含めた実施体制を構築する場合は、「2.3.3 国際連携体制について」をご参照下さい。

また、以下の点についても合わせてご確認ください。

- ・ ファイルの容量は 3 MB 以内を目途にご作成ください。
- ・ 提案書作成時に必ず「2.2.7 選考方法 (2) 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。
- ・ 提案の応募方法については、「第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご参照ください。
- ・ 応募に当たっては、「第 5 章 応募に際しての注意事項」をご理解の上、ご応募ください。

## 2.2.7 選考方法

### (1) 選考の流れ

推進統括が戦略ターゲットごとにアドバイザー等の協力を得て、書類選考及び面接選考により採択課題を決定します。

また、理化学研究所が提供する計算資源（AI4S マシン（仮））や大学・公的機関、民間企業が提供する計算資源等を利用する場合は、事前に妥当かつ適切な計算資源の利用計画が示されているかを外部有識者が確認することがあります。加えて、理化学研究所が提供する計算資源（AI4S マシン（仮））を利用する場合には、本事業で使用する全体の計算資源量の確保の観点から、理化学研究所の計算資源管理を担当する以下組織の関係者が提案書類の一部を確認することがあります。いずれの場合も、JST との間で守秘義務を締結したうえで提案書類の一部を共有します。

#### <理化学研究所の関連組織>

- ・ 最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部 科学研究基盤モデル開発プログラム（AGIS）
- ・ 計算科学研究センター（R-CCS）
- ・ TRIP 事業推進部
- ・ 計算科学研究推進部

書類選考にあたって、応募件数等に応じて第一段選考を行うことがあります。第一段選考では、主として事業の趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす提案についてのみ書類選考を行います。この第一段選考を行うかは、公表しません。

選考において、必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、共同代表者または研究開発分担者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

#### (2) 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

##### ① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、共同代表者に関して、以下に示す利害関係者は選考に関与しません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の様式 8 に具体的に記載してください。

- a. 共同代表者と親族関係にある者。
- b. 共同代表者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は共同代表者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- c. 共同代表者と同一の企業に所属している者又は共同代表者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- d. 共同代表者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等を行い、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- e. 共同代表者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 共同代表者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## ② 共同代表者の利益相反マネジメント

共同代表者が「共同代表者に関する機関」を研究開発分担者の所属機関（以下、研究開発分担機関）とする提案を行い、「共同代表者に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、共同代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、共同代表者と「共同代表者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「共同代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については共同代表者のみではなく、共同代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下「共同代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

a. 共同代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

b. 共同代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。

c. 共同代表者が株式を保有している機関。

d. 共同代表者が実施料収入を得ている機関。

「共同代表者に関する機関」を研究開発分担機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から選考会にて審議します。

そのため、「共同代表者に関する機関」を研究開発分担機関とする場合、提案書の様式 8 にて「PI に関する機関」が研究開発分担機関に含まれていることを申告してください。

なお、共同代表者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

## ③ JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関（共同代表者の所属機関と研究開発分担機関の総称）とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について選考会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の様式 8 にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

### (3) 面接選考の実施及び選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発代表者には、書類選考会後 5 営業日を  
目途にその旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求め  
る資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提  
出を求める場合があります。共同代表者または研究開発分担者が営利機関等に所属する場  
合は決算書の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、公募ウェブサイ  
トにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

- b. 面接選考では、研究開発代表者に研究開発構想の説明をしていただきます（共同研究開発代  
表者も同席可能）。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、  
英語での面接も可能です。
- c. 面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、9 月下旬までに、委託研究契約締結の可  
否等の確認のため、JST より研究開発代表者に連絡をします（電話もしくは電子メールにて

連絡します)。また、最終的に採択が決定した際には、その旨を電子メールで通知するとともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※ e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定してください。

- d. 書類選考での不採択については、書類選考会後 5 営業日を目途に、面接選考での不採択については、10 月上旬を目途に、電子メールにて通知します。なお、不採択理由については、10 月上旬以降に電子メールにて通知します。

※ 各種結果に関する書面の発行は原則として行いません。

## 2.2.8 選考の観点

選考基準は、以下の通りです。(全ての項目を満たしている必要があります。)

戦略ターゲット型においては、事業の趣旨および支援期間を踏まえ、既に準備、試行を開始している取組みを対象とします。

選考基準	
a. 目的・趣旨	事業の趣旨に合致し、事業が目指す成果の創出が期待されること。
b. 独創性・優位性	国内外の動向等を踏まえ、提案内容が独創性・優位性を有していること。
c. 目標・計画	実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画（研究データの管理・利活用、および計算資源の利用も含む）が具体的かつ適切であること。
d. 実施体制	提案内容の遂行に最適な実施体制を構築していること。
e. 遂行能力	提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。

<補 足>

1. 選考基準と合わせて、「2.3 提案書作成に際しての留意事項」に記載の内容も選考で考慮されます。
2. 研究開発課題の構成は、上記の基本方針等に沿って本事業全体で最適化を図るため、本事業として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。
3. 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

## 2.3 提案書作成に際しての留意事項

### 2.3.1 データマネジメントプラン

本事業では、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議）および「オープンサイエンス促進に向けた研究成

果の取扱いに関する JST の基本方針」(令和 7 年 4 月 1 日 改定)に基づき、それぞれの研究開発課題における研究データの管理・利活用を推進していきます。特に、本事業では国際連携や産学連携を推奨していくことから、国際的な貢献と国益の双方を考慮に入れた、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用を重視していきます。そのため提案時に、研究開発課題における研究データのオープン・アンド・クローズ戦略を提案様式 4-1 に、および「データマネジメントプラン (DMP) ※」を提案様式の別紙 1 に記載してください。選考において適宜確認します。また、研究セキュリティの観点からも、DMP を確認する場合があります。

なお、DMP については、採択後の研究開発計画策定時および研究開発期間中に更新する前提です。

※データマネジメントプラン (DMP) : 研究成果として生じた研究データの保存・管理、公開・非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載いただくものです。共同代表者等は、研究の目的に応じて DMP を作成し、それに基づいて、研究データを適切に保存・管理、公開してください。なお、むやみな研究データの公開を推奨しているものではありません。機密保持や研究者の権利保護、個人のプライバシーなど、さまざまな観点から、適切な研究データの管理・公開方針を検討してください。

DMP に記載する内容については、「5.21 オープンサイエンスの促進について」を適宜参照してください。また、戦略方針における「6. AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」も踏まえた上で、研究データの適切な取扱いについて検討してください。

なお、本事業において、マテリアル分野に係る研究開発課題において生み出されたデータ、AI モデル、AI エージェント、ツール等については、NIMS データ中核拠点 (MDPF) へ登録することを原則必須とします。また、他の分野においても、各分野・ドメインの特性に応じたデータ基盤(プラットフォーム)や、我が国の中核的プラットフォームである「研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)」の利活用を推奨します。

・「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」(令和 8 年 3 月 31 日文部科学省決定)  
[https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt\\_jyohoka01-000048752\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_jyohoka01-000048752_1.pdf)

### 2.3.2 計算資源利用計画

本事業では、研究期間が限られていることから、研究開発課題の目標達成に必要な計算資源をあらかじめ検討(確保の見通しも含む)しておくことが重要です。そのため提案に際して、研究開発目標を達成するために、理化学研究所や大学・公的研究機関、民間企業等が提供する計算資

源をどの程度必要とするか、その利用計画を具体的に記載してください（提案様式 4-1 および別紙 2）。

特に本事業において、理化学研究所の計算資源（AI4S マシン（仮））を一部利用することができます。計算資源の利用に際しての詳細な情報は別添「理化学研究所の計算資源利用について」をご参照ください。ただし、利用に際して必要となる経費は本事業の研究費から支出してください。また、理研以外の計算資源を利用する場合においても同様に、必要となる経費を本事業の研究費から支出することができます。

選考においては、提案書に有効かつ適切な計算資源の利用計画が立てられているかを外部有識者が確認します。加えて、理化学研究所が提供する計算資源（AI4S マシン（仮））を利用する場合には、本事業で使用する全体の計算資源量の確保の観点から、理化学研究所の計算資源管理を担当する以下組織の関係者が提案書類の一部を確認することがあります。いずれの場合も、JST との間で守秘義務を締結したうえで提案書類の一部を共有します。

<理化学研究所の関連組織>

- ・ 最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部 科学研究基盤モデル開発プログラム（AGIS）
- ・ 計算科学研究センター（R-CCS）
- ・ TRIP 事業推進部
- ・ 計算科学研究推進部

なお、提案時点で計算資源の利用の要否が明らかでない場合、提案様式 4-1 において要否を判断できる時期（見込み可）を記載してください。また、計算資源の利用が見込まれない場合は、研究開発ターゲットとの関係を含めてその理由を提案様式 4-1 に記載してください。選考においては、計算資源利用の要否だけで採否を判断することはありません。

### 2.3.3 国際連携体制について

AI for Science については既に各国の科学技術政策のもとで加速的に推進していることから、これらの国際的なネットワークにおける我が国のプレゼンス向上も期待されており、国際連携パートナーと連携する研究開発課題も対象となります。国際連携パートナーが参画する場合、研究体制（提案様式 5）に記載してください。ただし、国際連携パートナーは自国で政府機関等から研究支援を受けているなど、JST からの研究費配賦を必要としないこと、かつ「2.2.4 応募要件」を満たすことが前提です。

選考においては、「2.2.8 選考の観点」に示す、5つの選考基準のうち「d.実施体制」において、国際連携体制の要否の理由（国際戦略）が明確かつ適切であり、提案内容の遂行に最適な実

施体制を構築しているか審査します。

また、国際連携パートナーと共同代表者等（研究開発分担者を含む）が共同で研究開発を行う際は、共同代表者等の所属機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、国際連携パートナーの所属機関と共同代表者等の所属機関との間で国際共同研究契約または同等の合意文書を機関の責任で締結してください。

## 第 3 章 国際・融合型

### 3.1 国際・融合型について

#### 3.1.1 国際・融合型の概要

本事業の「国際・融合型」では、新興・融合分野や戦略方針に定められた重点分野を含むあらゆる分野を対象として、研究力の高い同盟国・同志国等との戦略的な国際連携等により、世界と伍する研究チームを構築し、AI for Science に係る独創的な研究やツール開発・高度化などを推進します。これらを通じて、新たな勝ち筋の探求、もしくは国際的なチャレンジへの参画や国際ベンチマークでの高スコアの達成などの国際トップリーグへの参画を目指します。

特に「国際・融合型」においては、既存の AI 技術の適用ではなく、これまで解けなかった科学的な問いの解決を目指して、特定の科学分野における固有の理論、法則、構造的知見、制約条件等を AI に組み込み、それらを学習・推論過程と統合した革新的な AI 技術（AI 駆動型ロボット等も含む、以下同様）を創出していく研究開発を推進します。具体的には、特定の研究分野における独自のデータや実験プロトコール、シミュレーション技術等をもとに、当該研究分野の科学的な整合性を有する AI モデル・AI エージェントの開発、AI 駆動型ロボットやモジュール等の試作開発や実証を推進する研究開発課題を対象とします。また、AI モデルの適用を拡大するための AI 技術に適したデータの構築方法の開発や、質の高いデータ収集のための自動計測・分析手法の開発や実証まで挑戦する研究開発課題も対象とします。

これら科学的理論を内包した新たな AI 技術の開発により、当該科学分野の研究において質的な変革をもたらすとともに、当該研究分野における次世代研究開発ツールや OS（オペレーティングシステム）として新たな国際標準になっていくこと、また将来的に当該研究以外の幅広い研究分野で汎用的に活用できることや幅広い影響をもたらすことなどが期待されます。

以下は本事業で想定される研究開発テーマの一例です。

<例> ※順不同

- ・ 直接計測が難しい環境条件やスケールの物理・自然現象について、観測データと物理法則に基づくシミュレーションデータ等を組み合わせ、挙動を高精度かつ高速に予測・再現する AI モデルの開発
- ・ 材料候補や実験条件など膨大な選択肢を持つ課題に対し、候補生成から評価までのサイクルを自律的に行う探索・最適化 AI エージェントの研究開発
- ・ 試料操作、計測、データ（メタデータ含む）取得といった実験プロセスを対象に、ロボティクスや AI 制御を活用して高精度かつ再現性の高い自動化を実現する研究

上述の研究開発を推進していくために、AI 研究者とドメイン研究者が連携し、既存の分野を超えてデータの共有やモデルの検証などを一体となつて行う体制構築が重要です。また、国際的に AI for Science の推進が加速する中で、国内だけでなく、国外の研究者らと連携し、AI を活用した科学的知見やイノベーション創出の潮流を牽引していくことで、我が国のプレゼンスの向上も期待されています。

従って、本事業の「国際・融合型」では、上述のとおり特定の分野に限定せず、挑戦的な問いに対する研究開発を AI 研究者とドメイン研究者が相互に協働する体制の提案を求めます。加えて、海外の研究機関に所属する研究者かつ自国で研究開発を推進できる研究体制および研究費を確保している者（以下、「国際連携パートナー」）と連携する研究開発提案も推奨します。国際連携パートナーが参画する場合、「3.2.8 選考の観点」に示す 5 つの選考基準のうち「d.実施体制」において、国際連携パートナーの適格性や妥当性も考慮し、提案内容の遂行に最適な実施体制を構築している場合は加点評価を行います。

詳細は「3.3.3 国際連携体制について」および「3.2.8 選考の観点」をご参照ください。なお、国際連携パートナーは自国で政府機関等から研究支援を受けているなど、JST からの研究費配賦を必要としないことが前提です。

### 3.1.2 国際・融合型の運営体制

本事業の運営は、JST が任命した事業統括（PD）が全体を統括し、事業の全般的なマネジメントを行います。PD は、事業運営上の重要事項について事業運営員会の委員からの助言等を受け、事業の実施や運営に関する重要な案件の決定や横断的な調整事項等のとりまとめを担います。

推進統括（PO）は、PD の全体統括の下、国際・融合型における、各研究開発課題を含めた全体のマネジメントを行います。具体的には、専門的な知見を有したアドバイザー（AD）等の外部有識者の協力を受け、採択候補課題の選考、研究開発の進捗把握や課題評価等を実施します。また、評価等を通じた研究費の増減、課題の早期終了（中止）等の判断も行います。

### 3.1.3 国際・融合型の研究開発体制

共同代表者は、提案するテーマに応じて、ドメイン研究者および AI 研究者による複数の研究者からなる一つの最適な研究チームを編成することができます。

- a. 共同代表者は 2 名ないし 3 名の研究者が務め、うち 1 名を研究開発代表者、他を共同研究開発代表者とします。共同代表者は提案する研究開発課題全体に対して同等の責務を負うものとします。
- b. 共同代表者は、それぞれの研究室等のメンバーらで構成された「グループ」の編成が可能で

す。また、研究構想を実現する上で必要な場合、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ「分担グループ」を含めた研究開発チームの編成も可能です。

- c. 研究開発チームを構成する研究者のうち「分担グループ」を代表する方を「研究開発分担者」といいます。
- d. 必要性に応じて、研究員等、研究補助者を研究費の範囲内で雇用し、研究開発チームに参加させることが可能です。

※ 研究開発体制にかかる要件については、「[3.2.4 応募要件](#)」をご参照ください。

### 3.1.4 国際・融合型の研究開発提案から採択までの流れ

#### (1) 課題の募集・選考

JSTは、本事業の趣旨に合った提案を募集します。選考は、AIおよびドメイン研究の両面から、POがアドバイザー等の協力を得て行います。

※ 詳しくは、「[3.2 課題の募集・選考](#)」をご参照ください。

#### (2) 研究開発計画の作成

採択後、共同代表者は研究開発期間全体を通じた全体研究開発計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成します。研究開発計画には、研究費や研究開発チーム構成が含まれます。

※ 詳しくは、「[4.1 研究開発計画の作成](#)」をご参照ください。

#### (3) 契約

採択後、JSTは共同代表者及び研究開発分担者の所属する研究機関との間で、原則として委託研究契約を締結します。

※ 詳しくは、「[4.2 委託研究契約](#)」をご参照ください。

## 3.2 課題の募集・選考

### 3.2.1 募集期間

**2026年5月12日（火）～6月30日（火） 午前12時（正午） <厳守>**

その他、選考等の日程については、「[序章 \(1\) 募集・選考スケジュールについて](#)」をご参照ください。

### 3.2.2 研究開発期間および研究費

#### (1) 研究開発期間

研究開発期間は、令和8年(2026年)10月以降から令和11(2029年)年3月末まで(約2.5年間)です。

※ 実際の研究開発期間は、研究開発課題の研究開発計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第4章 採択後の研究開発推進等について」をご参照ください。

#### (2) 研究費

1課題(1研究開発チーム)あたりの研究費は、原則として2億円(通期;2年半以内、間接経費含む)です。

ただし、提案する研究開発課題の目標達成に向けて真に必要な場合は提案時点から、予算額の必要性と妥当性を示していただくことで、最大6.5億円(通期;2年半以内、間接経費含む)を上限に提案することも可能とします。また、提案者自身で設定した一定のマイルストーンを研究開発開始後1年程度で達成した場合は追加で、総額2億円を超える予算計画も可能です(ただし、研究費総額6.5億円上限/通期)。選考において当該提案の研究開発目標に対して適切な予算規模かどうかを評価します。

JSTは委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費(直接経費の30%が上限)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

※ 提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究開発課題の研究開発計画の精査・承認により決定します。詳しくは、「第4章 採択後の研究開発推進等について」をご参照ください。

### 3.2.3 採択予定課題数

採択予定課題数は、20件程度です(事業趣旨や提案状況、予算等により変動します)。

### 3.2.4 応募要件

応募要件は以下の通りです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ・ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ・ 応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究開発期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止(早期終了)します。

(1) 共同代表者（研究開発代表者および共同研究開発代表者）の要件

- a. 全研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること。

※ 詳しくは、「4.5 採択された共同代表者の責務等」をご参照ください。

- b. 所属研究機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募締切までに修了していること。

※ 詳しくは、「5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

- c. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・ 研究開発提案が採択された場合、研究参加者（共同代表者、研究開発分担者、研究員等、研究補助者）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・ 本事業の提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

- d. 共同代表者のうち少なくとも研究開発代表者については、国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること（研究開発代表者の国籍は問いません）。

※ 以下の方も研究開発代表者として応募できます。

- ・ 国内の研究機関に所属する外国籍研究者。
- ・ 現在、特定の研究機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している研究者で、研究開発代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者（国籍は問いません）。
- ・ 民間企業等の大学等以外の研究機関または法人に所属する研究者。

なお、海外の研究機関に所属している研究者（国際連携パートナー）を共同研究開発代表者として応募することも可能です。国際連携パートナーが共同研究開発代表者を務める場合においても、上記に示す共同代表者の要件もふまえ、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。

## (2) 研究開発体制の要件

- a. 研究開発チームは、共同代表者の研究開発構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 研究開発チームに分担グループを配置する場合、分担グループは研究開発構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外の研究機関に所属する研究者（国際連携パートナー）が共同研究開発代表者または研究開発分担者として参加する場合には、研究開発構想の目標達成のために、当該国際連携パートナーの参画により研究開発実施に相乗効果が期待できること（P0 の承認を必要とする）。なお連携に際しては、研究開発代表者や研究開発分担者が所属する国内の研究機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、国内研究機関と国際連携パートナーが所属する研究機関との間で、国際共同研究契約書（COLLABORATIVE RESEARCH AGREEMENT）等を交わすこと。

※ 本事業の提案にあたっては、国際連携パートナーと連携する提案を推奨します。ただし、国際連携パートナーに対して原則 JST からの研究費の提供はありませんので、独自に研究費等を確保することが要件となります。

※ なお、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関等は、安全保障貿易管理の観点から対象外とします。

外国ユーザーリスト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>

## (3) 研究機関の要件

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。

「4.6 研究機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

特に、国際連携パートナーが共同研究開発代表者を務める場合には、国際連携パートナーが共同代表者としての責務（「4.5 採択された共同代表者の責務等」を参照）を負うことができるよう、研究開発代表者や研究開発分担者が所属する国内の研究機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、研究開発代表者の所属機関と国際連携パートナーの所属機関との間で、国際共同研究契約書等を締結するなど必要な措置を講ずる必要があります。

### 3.2.5 重複応募の制限

- ① 研究開発代表者として応募できるのは **本事業全体で1件のみ**です。
- ② AI for Science 萌芽的挑戦研究創出事業（SPReAD）の研究代表者が同時に ARiSE の共同代表者を務めることはできません。
- ③ その他の競争的研究費制度との間に重複応募の制限はありません。
- ④ 提案において、共同研究開発代表者または研究開発分担者として研究開発に参画する場合は以下の制限があります。
  - a. 研究開発代表者と共同研究開発代表者が互いに入れ替わって、複数件の応募をすることはできません。
  - b. 研究開発代表者または共同研究開発代表者として応募し、かつ他の提案において共同研究開発代表者または研究開発分担者として応募し、両方の研究開発課題が採択された場合は、研究開発内容や規模等を勘案した上で、P0 の判断により、研究費の減額や、当該研究者が参画する研究開発課題のうち一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。

なお、上記の制限に抵触すると認められる場合は、いずれかの提案を選択のうえで、選考を行います。ただし、上記②および④b の制限については、選考の過程において抵触する可能性が認められた段階で、必要に応じて調整を行うことになります。

本事業内における重複制限は、以下の通りです。

	研究開発代表者	共同研究開発代表者	研究開発分担者
研究開発代表者	不可	可※ (ただし入替は不可)	可※ (ただし入替は不可)
共同研究開発代表者	可※ (ただし入替は不可)	可※	可※
研究開発分担者	可※ (ただし入替は不可)	可※	可※

※複数件採択される場合は、必要に応じて研究費等の調整を行うこともあります。

### 3.2.6 応募方法

研究開発提案書の様式は以下の公募情報ページよりダウンロードし、記入要領（提案書内に青文字で記載）に従って提案書を作成してください。

提出書類一覧は、以下の通りです。

様式番号	書類名
様式 1	基本事項
様式 2	構想 ※1
様式 3	提案の独創性・優位性
様式 4-1	目標・実施計画 ※2
様式 4-2	予算計画 ※3
様式 5	実施体制（全体）※4
様式 6-1	研究・活動実績（研究開発代表者）
様式 6-2	研究・活動実績（共同研究開発代表者）
様式 7	他制度での助成等の有無
様式 8	特記事項
[別紙 1]	データマネジメントプラン ※2
[別紙 2]	計算資源利用計画 ※2※5

- ※1 本事業の趣旨を踏まえ研究開発期間終了時の具体的な達成目標および終了後の展開（見込み）を含めた構想を記載してください。
- ※2 目標・実施計画には、目標達成に向けた、マイルストーンの設定やマイルストーン達成後の計画について記載してください。加えて、データマネジメントプランおよび計算資源利用計画も含めてください。具体的には「3.3.1 データマネジメントプラン」、「3.3.2 計算資源利用計画」および別添「理化学研究所の計算資源利用について」を確認のうえ、より具体的な計画は「別紙1 データマネジメントプラン」および「別紙2 計算資源利用計画」に記載してください。
- ※3 原則として、1課題あたりの研究費総額は2億円（通期；2年半以内、間接経費含む）です。ただし、提案する研究開発課題にて設定した目標達成のため真に必要な場合は、予算額の必要性和妥当性を示した上で最大6.5億円（通期；2年半以内、間接経費含む）を上限に予算計画を立てた提案も可能です。また、一定のマイルストーンを研究開発開始後1年程度で達成した場合は追加で、総額2億円を超える予算計画も可能です（ただし、研究費総額6.5億円上限／通期）。
- ※4 国際連携パートナーを含めた実施体制を構築する場合は、「3.3.3 国際連携体制について」をご参照ください。

※5 実施計画に計算資源の利用が見込まれる場合のみご作成ください。具体的には、「3.3.1 計算資源利用計画」および別添「理化学研究所の計算資源利用について」をご確認ください。

また、以下の点についても合わせてご確認ください。

- ・ ファイルの容量は 3 MB 以内を目途にご作成ください。
- ・ 提案書作成時に必ず「3.2.7 選考方法 (2) 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。
- ・ 提案の応募方法については、「第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご参照ください。
- ・ 応募に当たっては、「第 5 章 応募に際しての注意事項」をご理解の上、ご応募ください。

### 3.2.7 選考方法

#### (1) 選考の流れ

推進統括 (P0) がアドバイザー等の協力を得て、AI およびドメイン研究の両面から、書類選考及び面接選考により採択課題を決定します。

また、理化学研究所が提供する計算資源 (AI4S マシン (仮)) や大学・公的機関、民間企業が提供する計算資源等を利用する場合は、事前に妥当かつ適切な計算資源の利用計画が示されているかを外部有識者が確認することがあります。加えて、理化学研究所が提供する計算資源 (AI4S マシン (仮)) を利用する場合には、本事業で使用する全体の計算資源量の確保の観点から、理化学研究所の計算資源管理を担当する以下組織の関係者が提案書類の一部を確認することがあります。いずれの場合も、JST との間で守秘義務を締結したうえで提案書類の一部を共有します。

<理化学研究所の関連組織>

- ・ 最先端研究プラットフォーム連携 (TRIP) 事業本部 科学研究基盤モデル開発プログラム (AGIS)
- ・ 計算科学研究センター (R-CCS)
- ・ TRIP 事業推進部
- ・ 計算科学研究推進部

書類選考にあたって、応募件数等に応じて第一段選考を行うことがあります。第一段選考では、主として事業の趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす提案についてのみ書類選考を行います。この第一段選考を行うかは、公表しません。

選考において、必要に応じて上記以外の調査等を行うことがあります。なお、共同代表者または研究開発分担者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。

## (2) 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

### ① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、共同代表者に関して、以下に示す利害関係者は選考に関与しません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書の様式 8 に具体的に記載してください。

- a. 共同代表者と親族関係にある者。
- b. 共同代表者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は共同代表者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- c. 共同代表者と同一の企業に所属している者又は共同代表者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- d. 共同代表者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 共同代表者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 共同代表者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者。

### ② 共同代表者の利益相反マネジメント

共同代表者が「共同代表者に関係する機関」を研究開発分担者の所属機関（以下、研究開発分担機関）とする提案を行い、「共同代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、共同代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、共同代表者と「共同代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考

慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「共同代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については共同代表者のみではなく、共同代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下「共同代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 共同代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。  
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 共同代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 共同代表者が株式を保有している機関。
- d. 共同代表者が実施料収入を得ている機関。

「共同代表者に関する機関」を研究開発分担機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から選考会にて審議します。

そのため、「共同代表者に関する機関」を研究開発分担機関とする場合、提案書の様式 8 にて「PI に関する機関」が研究開発分担機関に含まれていることを申告してください。

なお、共同代表者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

### ③ JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関（共同代表者の所属機関と研究開発分担機関の総称）とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について選考会にて審議します。そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書の様式 8 にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了し

た企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

### (3) 面接選考の実施及び選考結果の通知

- a. 書類選考の結果、面接選考の対象となった研究開発代表者には、書類選考会後 5 営業日を  
目途にその旨を電子メールで通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求め  
る資料等についてご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での申請書、計画書等の提  
出を求める場合があります。共同代表者または研究開発分担者が営利機関等に所属する場  
合は決算書の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、公募ウェブサイ  
トにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

- b. 面接選考では、研究開発代表者に研究開発構想の説明をしていただきます（共同研究開発代  
表者も同席可能）。なお、日本語での面接を原則としますが、日本語での実施が困難な場合、  
英語での面接も可能です。
- c. 面接選考の結果、採択となる可能性が高い方には、9 月下旬までに、委託研究契約締結の可  
否等の確認のため、JST より研究開発代表者に連絡をします（電話もしくは電子メールにて  
連絡します）。また、最終的に採択が決定した際には、その旨を電子メールで通知すると  
ともに、研究開始の手続きについてご案内します。

※ e-Rad に登録された電子メールアドレスに通知しますので、受信可能な状態に設定して  
ください。

- d. 書類選考での不採択については、書類選考会後 5 営業日を  
目途に、面接選考での不採択に  
ついては、10 月上旬を目途に、電子メールにて通知します。なお、不採択理由については、  
10 月上旬以降に電子メールにて通知します。

※ 各種結果に関する書面の発行は原則として行いません。

### 3.2.8 選考の観点

選考基準は、以下の通りです。(該当する全ての項目を満たしている必要があります。)

選考基準	
a. 目的・趣旨	事業の趣旨に合致し、事業が目指す成果の創出が期待されること。
b. 独創性・優位性	国内外の動向等を踏まえ、提案内容が独創性・優位性を有していること。
c. 目標・計画	実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画（研究データの管理・利活用、および計算資源の利用を含む）が具体的かつ適切であること。
d. 実施体制	提案内容の遂行に最適な実施体制(国際連携パートナーを含む)を構築していること。
e. 遂行能力	提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。

<補 足>

1. 選考基準と合わせて、「3.3 提案書作成に際しての留意事項」に記載の内容も選考で考慮されます。
2. 研究開発課題の構成は、上記の基本方針等に沿って本事業全体で最適化を図るため、本事業として求める研究課題構成に合致するかも採択の観点の一つとなります。
3. 研究費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうか、選考の要素となります。詳しくは、「5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

## 3.3 提案書作成に際しての留意事項

### 3.3.1 データマネジメントプラン

本事業では、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）および「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」（令和 7 年 4 月 1 日 改定）に基づき、それぞれの研究開発課題における研究データの管理・利活用を推進していきます。特に、本事業では国際連携や産学連携を推奨していくことから、「国際的な貢献と国益の双方を考慮に入れた、オープン・アンド・クローズ戦略に基づく研究データの管理・利活用」を重視していきます。そのため提案時に、研究開発課題における研究データのオープン・アンド・クローズ戦略を提案様式 4-1 に、および「データマネジメントプラン (DMP) ※」を提案様式の別紙 1 に記載してください。選考において適宜確認します。また、研究セキュリティの観点からも、DMP を確認する場合があります。

なお、DMP については、採択後の研究開発計画策定時および研究開発期間中に更新する前提です。

※データマネジメントプラン (DMP)：研究成果として生じた研究データの保存・管理、公開・

非公開、公開範囲等に関する方針や計画について記載いただくものです。共同代表者等は、研究の目的に応じて DMP を作成し、それに基づいて、研究データを適切に保存・管理、公開してください。なお、むやみな研究データの公開を推奨しているものではありません。機密保持や研究者の権利保護、個人のプライバシーなど、さまざまな観点から、適切な研究データの管理・公開方針を検討してください。

DMP に記載する内容については、「5.21 オープンサイエンスの促進について」を適宜参照してください。また、戦略方針における「6. AI for Science の推進における AI 利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方」も踏まえた上で、研究データの適切な取扱いについて検討してください。

なお、本事業において、マテリアル分野に係る研究開発課題において生み出されたデータ、AI モデル、AI エージェント、ツール等については、NIMS データ中核拠点 (MDPF) へ登録することを原則必須とします。また、他の分野においても、各分野・ドメインの特性に応じたデータ基盤 (プラットフォーム) や、我が国の中核的プラットフォームである「研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud)」の利活用を推奨します。

- ・「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」(令和 8 年 3 月 31 日 文部科学省決定)  
[https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt\\_jyohoka01-000048752\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_jyohoka01-000048752_1.pdf)

### 3.3.2 計算資源利用計画

本事業では、研究期間が限られていることから、研究開発課題の目標達成に必要な計算資源をあらかじめ検討 (確保の見通しも含む) しておくことが重要です。そのため提案に際して、研究開発目標を達成するために、理化学研究所や大学・公的研究機関、民間企業等が提供する計算資源をどの程度必要とするか、その利用計画を具体的に記載してください (提案様式 4-1 および別紙 2)。

特に本事業において、理化学研究所の計算資源 (AI4S マシン (仮)) を一部利用することができます。計算資源の利用に際しての詳細な情報は別添「理化学研究所の計算資源利用について」をご参照ください。ただし、利用に際して必要となる経費は本事業の研究費から支出してください。また、理研以外の計算資源を利用する場合においても同様に、必要となる経費を本事業の研究費から支出することができます。

選考においては、提案書に有効かつ適切な計算資源の利用計画が立てられているかを外部有識者が確認します。加えて、理化学研究所が提供する計算資源 (AI4S マシン (仮)) を利用する場

合には、本事業で使用する全体の計算資源量の確保の観点から、理化学研究所の計算資源管理を担当する以下組織の関係者が提案書類の一部を確認することがあります。いずれの場合も、JSTとの間で守秘義務を締結したうえで提案書類の一部を共有します。

<理化学研究所の関連組織>

- ・ 最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部 科学研究基盤モデル開発プログラム（AGIS）
- ・ 計算科学研究センター（R-CCS）
- ・ TRIP 事業推進部
- ・ 計算科学研究推進部

なお、提案時点で計算資源の利用の要否が明らかでない場合、提案様式 4-1 において要否を判断できる時期（見込み可）を記載してください。また、計算資源の利用が見込まれない場合は、提案する研究開発の目標や想定される成果との関係を含めてその理由を提案様式 4-1 に記載してください。選考においては、計算資源利用の要否だけで採否を判断することはありません。

### 3.3.3 国際連携体制について

AI for Science については既に各国の科学技術政策のもとで加速的に推進していることから、これらの国際的なネットワークにおける我が国のプレゼンス向上も本事業の目的としています。そのため、「国際・融合型」では、国際連携パートナーと連携する研究開発提案を推奨します。国際連携パートナーが参画する場合、研究体制（提案様式 5）に記載してください。なお、国際連携パートナーは自国で政府機関等から研究支援を受けているなど、JST からの研究費配賦を必要としないこと、かつ「3.2.4 応募要件」を満たすことが前提です。

選考においては、「3.2.8 選考の観点」に示す 5 つの選考基準のうち「d. 実施体制」において、国際連携パートナーの適格性や妥当性も考慮し、提案内容の遂行に最適な実施体制を構築している場合は加点評価を行います。

また、国際連携パートナーと共同代表者等（研究開発分担者を含む）が共同で研究開発を行う際は、共同代表者の所属機関と JST との間の委託研究契約書に反しない範囲で、国際連携パートナーの所属機関と共同代表者等の所属機関との間で国際共同研究契約または同等の合意文書を機関の責任で締結してください。

## 第 4 章 採択後の研究開発推進等について

### 4.1 研究開発計画の作成

- a. 採択後、共同代表者は研究開発課題の研究開発期間の全体を通じた全体研究開発計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成します。研究開発計画には、研究費や研究開発体制が含まれます。なお、提案された研究費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究費は、研究開発課題の研究開発計画の策定時に推進統括（P0）の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画は、P0 の確認、承認を経て決定します。P0 は選考過程、共同代表者との意見交換、日常の研究開発進捗の把握、課題評価の結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。
- c. P0 は、本事業全体の目的達成等のため、研究開発課題の研究開発計画の決定にあたって、研究開発課題間の融合・連携等の調整を行う場合があります。
- d. 研究開発計画で定める研究開発体制及び研究費は、P0 による研究タイプのマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

### 4.2 委託研究契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は共同代表者および研究開発分担者の所属する国内の研究機関との間で委託研究契約を締結します。国際連携パートナーが共同研究開発代表者または研究開発分担者の場合、自国で研究費等を確保していることが前提のため、JST と委託研究契約は締結しません。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「[4.6 研究機関の責務等](#)」を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

### 4.3 研究費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、

委託研究費として研究機関に支払います。

#### 4.3.1 研究費（直接経費）

研究費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者（但し、研究担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、計算資源の利用経費、運搬費等（※2）

※1 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「[5.12 研究設備・機器の共用促進について](#)」を参照してください。

（注）研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」といいます。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り共同代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。ただし、共同研究開発代表者が国際連携パートナーである場合には対象外です。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和2年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

#### 4.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

#### 4.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

#### 4.4 評価

- (1) P0は、アドバイザー等の協力を得て、毎年度、研究開発代表者及び共同研究開発代表者から研究開発の進捗状況や研究成果について報告を受け、研究開発の進捗把握や課題評価等を実施するとともに、研究開発課題の事後評価を行います。また事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。
- (2) 上記の他、P0が必要と判断した時期に課題評価を行う場合があります。
- (3) 研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするとともに、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的として、追跡調査を行います。
- (4) 戦略ターゲット型においては、科学基盤モデル等の創出数を基本的なアウトプット指標としつつ、早期実装・ビジネス化に向けた取組状況（ユースケースの創出等）の観点においても評価を行うこととします。

#### 4.5 採択された共同代表者の責務等

JSTの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- (1) 提案した研究開発課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出して

いただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
  - b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
  - c. 研究参加者に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために研究倫理教材の受講について周知徹底する。詳しくは、「5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照のこと。
  - d. また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあるので、留意すること。
- (2) 共同代表者、研究開発分担者及びその他の研究参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するために研究倫理教材の受講・修了が必須となります。詳しくは、「5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。
- (3) 研究の推進及び管理等
- a. 共同代表者には、研究計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただきます。
  - b. JST（P0 を含む）に対する所要の研究計画書や研究報告書等の提出や、研究評価への対応をしていただきます。また、P0 が随時求める研究進捗状況に関する報告（定期的な年次報告書などを含む）等にも対応していただきます。
  - c. P0 及びアドバイザーと利害関係のある共同代表者が採択された場合には、研究推進ならびに評価においても、JST のガイドラインに基づき、利益相反マネジメントを行います。また、採択された共同代表者は、採択課題に関する共同研究を P0 やアドバイザーと行うことは原則としてできません。採択課題以外での協働等により P0、アドバイザーと新たな利害関係が発生する場合には、利益相反マネジメントを行う必要がありますので、JST への事前報告をしていただきます。利益相反マネジメントに関しては「2.2.7 または 3.2.7 選考方法 (2) 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。
- (4) 共同代表者には、研究開発課題全体の研究費の管理（支出計画とその進捗等）を適切に行っていただきます。また、共同代表者および研究開発分担者には、自身の研究グループの研究費の執行管理・運営、事務手続き、その他の研究参加者の管理、出張等について研究機関とともに適切に行っていただきます。
- (5) 共同代表者および研究開発分担者は、その他の研究参加者の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

- (6) 研究費で雇用する若手の博士研究員については、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。面接選考会において研究費で雇用する若手博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画<sup>\*4</sup>について確認する場合があります。また、事後評価において、当該支援に関する取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路を確認し、プラス評価の対象とします。

※詳細は、「[5.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について](#)」をご参照ください。

- (7) PO やアドバイザーとともに、必要に応じて全体会議（年1回程度、合宿形式の場合もある）に参加し、研究成果の発表等を行っていただく可能性があります。

(8) 研究成果の取り扱い

- a. 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。また、論文等のオープンアクセス化にもご協力ください。  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- b. 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、AI for Science 革新的研究推進事業（ARiSE）の成果である旨の記述を行ってください。
- c. JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究成果を発表していただきます。
- d. 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。

- (9) 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。「国民との科学・技術対話」の取組みについては、事後評価における評価項目の一部となります。

※ 詳細は、「[5.20 社会との対話・協働の推進について](#)」をご参照ください。

- (10) JST と研究機関との間の研究契約及び JST の諸規定に従っていただきます。

- (11) JST は、研究開発課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）及び内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、共同代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。（「[5.36 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて](#)」）

- (12) 本事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

---

<sup>\*4</sup> 当該活動計画に基づく活動の一部は、研究エフォートの中に入れることができます。

- (13) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

#### 4.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究開発実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「5.30 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「5.34 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b. c. 記載のガイドラインの内容を十分認識させると

ともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)

j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材

の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修  
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。なお、国際連携パートナー（民間連携パートナーも含む）が参画する場合も、JST との委託研究契約に反しない範囲で連携先の所属機関との間で国際共同研究契約等を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

## 4.7 その他留意事項

### 4.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者が JST の研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

#### 4.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2.5 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

## 第 5 章 応募に際しての注意事項

### 5.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

### 5.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、公募ウェブページを参照してください。

公募ウェブページ <https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail: [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

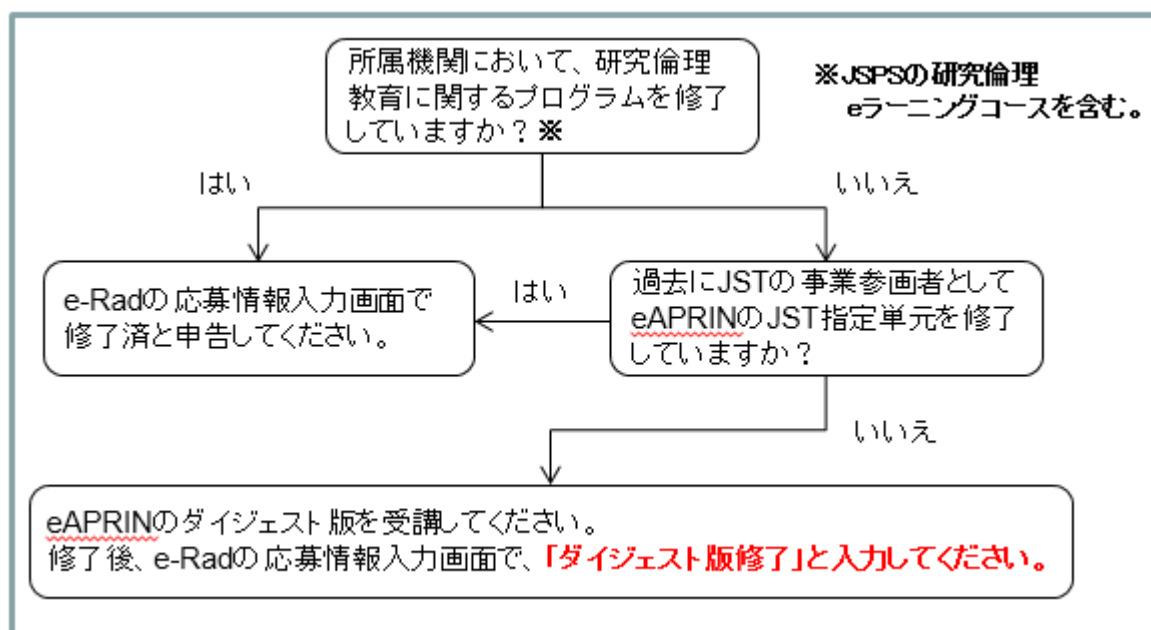
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究プロジェクト推進部推進第3グループ

E-mail: [arise.koubo@jst.go.jp](mailto:arise.koubo@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」

- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修  
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。採択の場合は、原則として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます)。

### 5.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

## ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、共同代表者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱いま

す。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。

ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

#### (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報

を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

#### 5.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7 各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

**本事業は特定研究開発プログラムに指定**されています。以下の記載内容を提案前に共同代表者及び研究開発分担者等の所属する研究機関の担当部署とも十分に共有してください。

##### (i) 特定研究開発プログラムの指定について

本事業は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。このため JST は、研究セキュリティの確保の観点から、共同代表者の所属する研究機関及び研究開発分担者等の所属する研究機関に、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくリスクマネジメントの実施を求めます。

※本取組の対象範囲について

対象課題：令和8年度新規採択課題より適用

対象機関：委託研究契約書において「大学等」あるいは「企業等」と認められた研究機関

(ii) リスクマネジメントの具体的内容について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」を踏まえ、適切なリスクマネジメントを実施します。具体的には、以下の通り。

(ア) 研究開発開始前

- ・採択候補課題のうち、リスクマネジメントの対象となった課題の研究開発代表者へ「研究セキュリティに関する質問票」を送付し、回答を求めます。
- ・回答をもとに、JST と研究開発代表者及び研究機関と協議の上で、必要に応じて、リスク軽減措置を決定します。
- ・JST と研究開発代表者及び研究機関と協議の上で決定したリスク軽減措置を文部科学省が確認します。その結果、必要に応じて、共同代表者の所属する研究機関及び研究開発分担者の所属する研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

(イ) 研究開発実施中

- ・通常の研究進捗状況の確認プロセス（面談など）の中で、リスク軽減措置の実施状況や、研究の進捗等に伴う追加的なリスク軽減措置の必要性について確認します。

(iii) 「研究セキュリティに関する質問票」の回答の提出期限について

リスクマネジメントの対象となった場合、研究開発代表者は、共同研究開発代表者および研究開発分担者の同意と、共同代表者及び研究開発分担者の所属機関の担当部署（研究セキュリティ・研究インテグリティを所掌する部署が設置されている場合には当該部署を含む部署等）の確認を得たうえで、上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答を、JST が別途定める提出期限までに提出してください。

(iv) 個人情報の取扱いについて

提供された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、JST のほか、JST から当該個人情報の提供を受けた文部科学省及び内閣府等の政府機関が、必要な範囲内で利用する場合があります。

(v) 手順書違反が生じた場合の措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づき、手順書違反行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本事業等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(令和 7 年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines\\_v1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf)

## 5.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試

作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

## 日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底してい

ただくようお願いします。

## 5.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」とこととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

## 5.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

## 5.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の公募ウェブサイトより府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

現在、「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究開発代表者（以下、「PI」といいます。）および共同研究開発代表者（以下、「Co-PI」といいます。ただし、国際連携パートナーとして参加する国外研究機関等に所属する共同研究開発代表者は除く）の person 費、研究以外の

業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI および Co-PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）  
<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

## 5.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

## 5.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

## 5.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-

Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。

報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

## 5.12 研究設備・機器の共用促進について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）では、「若手も含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、研究開発マネジメント人材及び技術職員を含めたコアファシリティを戦略的に整備する。研究設備・機器の管理を個人から組織に転換することで、持続的に研究基盤を維持・強化し、全国の研究者の研究設備等へのアクセスを確保する。」、「あわせて、競争的研究費における機器購入に際し、所属機関や資金配分機関において重複確認を行うなど、その用途を機器の購入から利用料金への計上にシフトしていく。競争的研究費で整備した設備・機器を公共財として適切に管理することとし、例えば、取得金額が 1,000 万円以上の汎用性を有する研究設備・機器については、当該研究に支障がない限り、所属機関の内外への共用を促進する。」こととされています。

これを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、例えば、取得金額が 1,000 万円以上の汎用性を有する研究設備・機器を購入する場合は、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「先端研究基盤共用促進事業」や「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5. 5. 24 改正）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2. 9. 10 改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4. 3 策定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)  
【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R8. 3. 27）]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「先端研究基盤共用促進事業」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/index.html>
- 「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」  
<https://www.jst.go.jp/program/epoch/about.html>

### 5.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）において、社会の多様な場での活躍することができる博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務とされ、「多様な財源を活用した博士後期課程学生への給与の支給により研究者としての雇用を進める」等とされています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇

用するとともに、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

・第6期科学技術・イノベーション基本計画では「博士後期課程学生が受給する生活費相当額は年間180万円以上としている」とともに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する「特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する」等と明記していましたが、第7期科学技術・イノベーション基本計画においては生活費相当額に係る基準額を明記しておらず、また、特別研究員(DC)においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画に明記されていた基準額を超える額となっています(令和8年度新規採用者から年間270万円程度(最終年度の在籍者に対する特別手当を含めると年間310万円程度))。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>※</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありませんが、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、支給額を決めてください。

・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### 5.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

#### 5.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)」や「第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究支援体制・環境整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・ 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・ 上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技

術開発を実施していくことが求められています。

- ・ 性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

#### 5.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究開発代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18改正）]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

#### 5.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 5.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、組織として一括してマネジメントするとともに、これらの人材のキャリアパスを確立する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強

化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 5.19 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について

持続的な産学官連携共創システムの構築・運営を促進する観点から、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議事務局)(※1)や「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」(令和2年6月30日文科省及び経済産業省)(※2)がとりまとめられています。大学等は、これらを踏まえた産学官連携マネジメント改革(特に大学の「知」の価値付け、間接経費率の適正化や戦略的産学連携経費の導入等を含む必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用)に取り組んでください(※3)。

また、「大学知財ガバナンスガイドライン」(令和5年3月29日内閣府、文科省及び経済産業省)(※4)においては、大学知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環を達成しようとする場合に必要と考えられる、大学における知財マネジメント及び知財ガバナンスに関する考え方が示されていますので、参考としてください。

※1：「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」は、以下のウェブサイト参照  
[https://warp.ndl.go.jp/web/20250108031225/www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm](https://warp.ndl.go.jp/web/20250108031225/www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/taiwa/1380912.htm)

※2：「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」は、以下の文部科学省ウェブサイト参照

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/mext\\_00778.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html)

※3：「ガイドラインを理解するためのFAQ」（令和4年3月18日 経済産業省・文部科学省）において、ガイドラインや【追補版】の一層の活用に資するため、実務者にとって実効性が高い具体的な手法や解釈が整理されています。また、「産学協創の充実に向けた大学等の「知」の評価・算出のためのハンドブック」（令和5年3月29日 文部科学省・経済産業省）において、大学等の「知」の価値を評価・算出する方法を実務的な水準まで整理したものが取りまとめられていますので、適宜、参考としてください（以下の文部科学省ウェブサイト参照）。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/mext\\_00778.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html)

※4：「大学知財ガバナンスガイドライン」は、以下の内閣府ウェブサイト参照

[https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/daigaku\\_gov/governance\\_guideline.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/daigaku_gov/governance_guideline.html)

## 5.20 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

また、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JSTで提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

## 5.21 オープンサイエンスの促進について

### (1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関における研究データポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data（<https://grantsdata.jst.go.jp>）をご利用ください。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

（※1）DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方  
(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2026年1月時点)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。※生命科学系データについては「[5.23](#) ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

## (2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目

を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和 6 年 2 月 16 日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）については JST が運用する Jxiv（<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>）、根拠データについては前述の GRANTS Data（<https://grantsdata.jst.go.jp>）等のリポジトリをご活用ください。

(※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）は除く。

(※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。

(※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載す

るための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

## 5.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JST ARiSE Grant Number 10桁の体系的番号」を含めてください。本事業の10桁の体系的番号は、【JPMJAR + 数字4桁】です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST ARiSE Program Japan Grant Number JPMJARxxxx.

【和文】

本研究は、JST ARiSE 事業 JPMJARxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

また、掲載するジャーナルの投稿システムにファンド情報を入力する欄がある場合には、ジャーナルの投稿規定等に従い、事業名や体系的番号等を入力してください。

## 5.23 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて (中間とりまとめ)」(令和6年7月31日)では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/">https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcsl.jp/">https://humandbs.dbcsl.jp/</a>

#### 5.24 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

#### 5.25 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

## 5.26 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf)

P. 51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

## 5.27 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベー

シヨンの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和8年4月時点で28件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

## 5.28 技術職員の活躍促進について

我が国の科学技術イノベーション創出に向けては、研究大学等の技術職員が研究者と協働する高度専門人材として、我が国の研究基盤の向上に向けて果敢に取り組んでいくことが重要です。このため、研究大学等が、機関の研究戦略と連動させて、技術職員の活躍を促進するためのガイドラインとして、「技術職員の人事制度等に関するガイドライン」（令和8年3月、科学技術・学術審議会人材委員会決定）が策定されました。

本ガイドラインでは、技術職員を個別の研究室や研究プロジェクトにおける補助的存在ではなく、研究者や研究開発マネジメント人材、事務職員等と研究大学等の研究開発を推進する高度専門人材として位置づけています。そして、技術職員がこうした高度専門人材として活躍していくためには、技術職員の組織的・戦略的マネジメントや人事制度の構築、高度専門人材としての育成、組織体制の強化に向けた財源確保が必要であることを示しています。

本ガイドラインを踏まえ、以下についての積極的な取組をお願いします。

技術職員が期待される役割を十分に担い、活躍していくためには、技術職員と協働する多様なステークホルダーの理解が不可欠です。例えば、研究プロジェクトを進める際に、技術職員の高度な技術的知見を必要とする場合には、技術支援への対価を適切に評価した上で、その人件費等を直接経費として計上するなど、技術系部門の体制整備等の促進に努めてください。

技術職員が高度専門人材として活躍していくためには、継続的な技術研鑽により、その技能を維持・向上していくことが求められます。このため、技術職員の業務工フォートの一定割合を技術研鑽に充てることや、研究者や企業との研究活動への参画、学会や外部研修への参加を認め、その有する技能の向上を図ることに努めてください。

## 5.29 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 5.30 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

### (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

### (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和8年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radからチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へ e-Rad を利

用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストに係る手続きを令和8年12月1日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

## 5.31 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

#### （i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

#### （ii）申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研

研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2 1以外	①社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1年
偽りその他不正な手段により 競争的研究費等を受給した研 究者及びそれに共謀した研 究者			5年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用

額が少額な場合

・表中※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JST において原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 5.32 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 5.33 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## 5.34 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文科科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文科科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文科科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00010.html)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。  
e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。  
e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト  
を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月

30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等(以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度(以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。)の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者 (監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容(不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等)について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 5.35 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

### 5.36 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ)については、「独立

行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JSTが運営するJSTプロジェクトデータベース(以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>)及び研究課題統合検索(GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>)において公開すると共に、公開情報としてJST他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDBにおいて公開する場合があります。

### 5.37 e-Radからの内閣府への情報提供等について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)では、内閣府エビデンスシステム(e-CSTI)の活用や機能拡張等も実施しながら、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。また、これらの情報は必要な範囲で文部科学省と共有、又は制度の改善に係る調査分析その他本事業の適正な実施のために利用することがあります。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 5.38 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap(<https://researchmap.jp/>)はJSTが運営する日本の研究者情報データベースとして39万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmapに登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的にresearchmapに登録・更新くださるようお願いします。

### 5.39 JSTからの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JSTがそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様

式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

#### 5.40 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律(令和4年法律第43号)(以下「経済安全保障推進法」といいます。)」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

## 第 6 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等 について

### 6.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electronic (電子) の頭文字を冠したものです。

### 6.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト (以下「ポータルサイト」といいます。)

(<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時までには、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者 (設ける場合)、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))

研究機関事務代表者用マニュアル「10. 研究機関手続き編」「11. 研究機関事務分担者手続き編」

「12. 研究者手続き編」を参照してください。

## (2) e-Rad による応募の流れ

### ① 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。（詳細は「6.2 (1) e-Rad 使用にあたる事前登録」を参照）



### ② 研究開発提案書の様式の取得

公募ウェブサイトから研究開発提案書様式をダウンロードして下さい。研究タイプによって提案書様式は異なります。必ず応募される研究タイプの様式をダウンロードして下さい。



### ③ 研究開発提案書の作成

別紙も含め一つの PDF ファイルに結合して下さい。（処理の負荷を軽減するため 3 MB 以内を目途、上限は 10 MB）



### ④ e-Rad への応募情報入力

提案先公募名は、研究タイプおよび戦略ターゲット毎に異なります。



### ⑤ 研究開発提案書の提出

研究開発提案書をアップロードし、提出します。

## (3) e-Rad での応募申請

### ・研究者による応募課題の提出

e-Rad ポータルサイト ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了して

います。

### <注意事項>

応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。以下の点に注意して、Web 入力と提案様式を提出してください。

①研究タイプおよび戦略ターゲットによって e-Rad の公募名が異なります。特に戦略ターゲット型は 5 つのターゲットそれぞれで公募があるため、必ず応募する研究タイプおよびターゲットであることを確認してください。

提出先公募名一覧：

- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【戦略ターゲット型 (T1-1) 】」
- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【戦略ターゲット型 (T1-2) 】」
- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【戦略ターゲット型 (T1-3) 】」
- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【戦略ターゲット型 (T2) 】」
- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【戦略ターゲット型 (T3) 】」
- ・「AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) 【国際・融合型】」

②Web 入力にて、研究分野 (主) の入力は必須です。必ず、ドメイン研究者の専門分野 (AI の活用先となる研究分野) を入力してください。特に、国際・融合型においては、選択された研究の内容に応じて評価者が選定される場合があります。

The screenshot shows the '基本情報' (Basic Information) tab of the application form. The '研究分野(主)' (Main Research Field) field is highlighted with a red border and marked as '必須' (Required). A callout box contains the text: '研究分野 (主) の入力は必須です。必ず、ドメイン研究者の専門分野 (AI の活用先となる研究分野) を入力してください。' (The input of the main research field is required. Please input the specialized field of domain researchers (AI's utilization target research field).)

③アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、上限 10 MB です。必ず、様式 1 から 8、別紙 1、別紙 2 の様式全てを一つの PDF ファイルに結合してアップロードしてくだ

さい。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当へ問い合わせてください。なお、作成した様式ファイルは、PDF形式でのみアップロード可能となっています。事前にPDFリーダーの画面からコピーペーストしたテキストが文字化けしないことを必ず確認して下さい。一部のアプリによるPDF化では、PDFに埋め込まれたテキストが正しい文字コードではない場合があります。

- ④研究経費については、必ず合計が上限額の範囲内となるように入力してください。なお、研究タイプおよびターゲットによって上限額は異なります。

基本情報
研究経費・研究組織
応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。  
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

**1.費目ごとの上限と下限**

	上限	下限
直接経費	500,000,000 円	1,000 円
間接経費	固定(直接経費の30%)	固定(直接経費の30%)

**2.年度別経費内訳**

大項目		中項目		2027年度	2028年度	合計
直接経費	直接経費	-	必須	50,000,000 円	50,000,000 円	150,000,000 円
	小計			50,000,000 円	50,000,000 円	150,000,000 円
間接経費 (上記経費の30%)		間接経費	必須	15,000,000 円	15,000,000 円	45,000,000 円
		合計		65,000,000 円	65,000,000 円	195,000,000 円

研究経費の合計が上限額の範囲内か確認してください。

- ⑤研究開発代表者に加えて、共同研究開発代表者の情報は「2.研究組織情報の登録」に必ず入力してください。初年度の直接経費の配分金額とエフォートも必ず入力して下さい。その際、直接経費の合計金額が初年度（2026年度）の申請額と一致するように入力して下さい。なお、研究開発分担者の情報は入力不要です。研究開発分担者に配分予定の研究費がある場合は、便宜上研究開発代表者に合算した金額を入力するようして下さい。

## 研究組織

### 1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。  
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費	50,000,000 円	50,000,000 円	0 円
間接経費	15,000,000 円	15,000,000 円	0 円

### 2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名（年齢）	研究機関 部局 職/職階 <b>必須</b>	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割分担 <b>必須</b>	直接経費 間接経費 <b>必須</b>	エフ ォ ー ト （%） <b>必須</b>	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	<b>代表者</b> XXXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	<input checked="" type="checkbox"/> ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学	30,000 ,000 円 9,000,000 円	30			
	XXXXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	<input checked="" type="checkbox"/> ○○学位・ YYYY/MM/ DD・○○ 大学	20,000 ,000 円 6,000,000 円	20	無し	<input type="checkbox"/>	

共同研究開発代表者の情報を入力

- ⑥提出を行う前に最終的な確認を行ってください。内容に誤りのないことをご確認のうえ、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。なお、下記の通り「合計金額が1億円以上になっています」とアラート画面が表示されますが、問題ありませんので、全てのタブをご確認いただいたうえで再度「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

合計金額が1億円以上になっています。入力した金額の単位に間違いがないか確認してください。

### 応募（修正）

応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。  
画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。  
各タブの必要な項目をすべて入力し、「この内容で提出」をクリックしてください。

- ⑦提案書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び提案様式を熟読のうえ、注意して記入してください。

### 6.3 その他

#### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 研究プロジェクト推進部 推進第 3 グループ	メール arise.koubo [at] jst.go.jp ([at]を @ に変更してください。)
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○ARISE 公募ウェブサイト：<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

#### (2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

AI for Science 革新的研究推進事業 (ARiSE) の公募選考に関する最新情報は、下記のサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/program/arise/koubo.html>

**【問い合わせ先】**

※選考経過や採択に関する問い合わせには、一切応じられません

お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)

研究プロジェクト推進部 推進第3グループ

Email: arise.koubo [at] jst.go.jp

([at] を @ に変更してください。)